

参考資料4 事業沿革

(1) 環境保全

公害行政（戦前・戦後から昭和50年代まで）

本市における公害問題は、紡績工場のばい煙問題にさかのぼり、その対策として明治29年に制定された「製造場取締規則」（府令）において、わが国で初めて公害という用語が使われた。

市域拡張以後、工業化が進んだ結果、昭和2年に「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施し、昭和7年、わが国最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布された。

第2次世界大戦後、産業活動が活発化するのに伴い、昭和25年には「大阪府事業場公害防止条例」が施行され、さらに、昭和33年には「煤煙防止月間」を設け、スモッグ対策を大阪府、堺市等の隣接都市と協調しながら進めてきた。この頃、交通騒音を主眼とした「町を静かに」のキャンペーン活動が市民運動にまで展開され、大きな成果を収めた。また、昭和34年には本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し、地下水採取規制に努めてきた。一方、昭和35年には大阪市ばい煙防止会連合会が設立され、事業者の自主的なばい煙防止活動の推進が図られることとなった。

昭和37年には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」（現・大阪市環境審議会）を発足させた。同審議会は昭和40年に、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関して、わが国初の「環境管理基準」を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たしていくこととなる。

一方、昭和20年代後半から昭和30年代にかけて、水俣病などに代表される深刻な公害被害が続出し、昭和42年の「公害対策基本法」制定を初めとし、昭和45年のいわゆる「公害国会」を経てわが国の公害関係諸法の拡充整備が図られていった。

この間、本市においては、大気環境を常時監視するため昭和40年度から大気汚染モニタリングステーションの整備に着手し、昭和45年6月に大気汚染対策を中心とした特別対策、公害特別機動隊を発足させるなど、監視及び規制指導体制の強化を図ってきた。

こうした組織・機構の整備とあわせ、昭和46年8月に、硫黄酸化物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想」（クリーンエアプラン'71）を策定し、昭和48年11月には自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン'73」に改定整備した。また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府、大阪府警察本部、大阪陸運局（現・近畿運輸局）、関係民間団体とともに「大阪自動車排出ガス対策推進会議」を発足させた。当会議は昭和57年6月に「大阪自動車公害対策推進会議」と改称し、自動車公害問題全般にわたり活動を行うこととした。

一方、水質汚濁防止対策では、昭和48年3月に下水道整備、河川浄化及び環境改善を目標とした「クリーンウォータープラン」を策定し、昭和49年6月に「河川浄化対策本部」を設置し、河川浄化対策を強力に推進してきた。

その他、昭和42年から公害防止設備資金融資制度（平成19年10月から大阪市環境保全対策利子補給制度）を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和44年から公害防止事業団（現・日本環境安全事業（株））事業等を活用して、公害発生源工場の移転・集団化事業を促進するとともに、その跡地を公園等の公共の用に供するなど公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきた。

昭和50年代に入ると、都市化・産業化が年々進展していく中で、人々の生活様式が向上したことから、公害問題はさらに複雑・多様化していった。

本市においては、規制の強化等に伴い工場・事業場等に対する徹底した規制・指導を行いながら、自動車交通公害に関する諸問題を中心に取組を進め、昭和59年1月、これまでの対策を継承しつつ長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けて、「大阪市大気環境保全基本計画」（ニュークリーンエアプラン）を策定した。

河川浄化対策については、ほぼ所期の目標を達成するまでに至ったが、寝屋川水系等については上流域を含めてなお対策を強化する必要があり、昭和58年5月「大阪市水域環境保全基本計画」（クリーンウォータープラン'83）を策定した。

公害行政から環境行政へ（昭和60年代から平成初期）

昭和50年代においては、大阪市を含む大都市で二酸化窒素による大気汚染が依然として環境基準非達成の状況であったことから、昭和60年12月に「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」が国から発表された。

本市においては、ニュークリーンエアプランに基づき、昭和60年4月に固定発生源に係る窒素酸化物対策として「大阪市窒素酸化物対策指導要領（平成4年10月改定）」を策定する一方で移動発生源対策を強化するため、平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

さらに、これらの計画を包括する一方、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政へ、さらには良好、快適な環境を創造していくために、中長期的視野にたつて、地域の望ましい環境のあり方及びその実現にむけた環境分野の総合的な計画として、平成3年7月に「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定した。

浮遊粒子状物質対策については、平成元年に大阪市公害対策審議会から答申された「浮遊粒子状物質対策のあり方について」を受け、EPOC21において種々の発生源対策を推進してきた。

次に、移動発生源対策としては、幹線道路の沿道における環境を保全するため、低公害車の普及拡大を図るべく設立した

「大阪低公害自動車コミュニティーシステム事業推進協議会（平成3年8月設立、平成6年6月改組、平成18年8月解散）」により、天然ガス自動車、電気自動車等の普及に努めた。また、平成2年4月から毎月20日をノーマイカーデーとして、自動車の利用を控えるキャンペーンを行っている。

さらに、二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季に重点をおいた季節大気汚染対策を実施することとし、特に濃度が高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低めの設定、自動車運行の自粛などの呼びかけ等を国・府と連携して推進してきた。

このように、様々な対策を推進してきた結果、市域の大気汚染の状況は近年改善が進んでおり、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については測定を開始して以来、平成20年度に初めて、すべての測定局において環境基準を達成し、以降緩やかな改善傾向で推移している。

悪臭対策としては、昭和48年8月の悪臭防止法の施行以降、特定悪臭物質について、本市の規制基準を設定し、工場等の規制指導を実施してきたが、昭和61年4月に特定悪臭物質の規制のみでは解決されない問題に対応するため、「大阪市悪臭防止指導要綱」を施行し、人の嗅覚を利用した嗅覚測定法を導入した。また、平成18年4月から悪臭防止法での特定悪臭物質の濃度規制に代えて、嗅覚測定法による臭気指数規制を導入した。

以上の対策のほか、昭和62年3月に、総合的な環境施策の推進を支援するため「環境データ処理システム」を導入した。

環境行政の展開（平成から現在）

本市では、平成2年3月に「大阪市環境保全基金」を創設する一方、環境教育を総合的・体系的に推進していくため、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな相談・支援をおこなうため、平成4年10月に「大阪市市民環境学習ルーム」を開設した。また、平成9年4月には、環境学習の拠点施設として、「大阪府立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）」を花博記念公園鶴見緑地内に開設し、さらに平成10年6月に同センター隣接地に自然体験観察園を開園した。平成18年4月から指定管理者制度を導入し民間による運営を行ってきたが、平成24年7月にとりまとめた市政改革プランにおいて、大規模な施設を伴った環境啓発事業を廃止することが決定したため、平成25年度末で展示施設を廃止し、平成26年度からはエコボランティアや環境NPO/NGO、環境活動グループ等の方が環境学習や情報交換等の活動に利用するための環境活動推進施設（愛称：なにわECOスクエア）として活用している。また、各区と連携した地域密着型の環境講座やイベントを実施するとともに、自然体験観察園を体験型の環境学習事業に活用することで、啓発効果のより一層の向上を図っている。

国際環境協力の推進については、「国際協力事業団（現（独）国際協力機構）（JICA）」と連携して、平成元年度より開発途上国から研修員の受入れを行っている。また、「国際花と緑の博覧会」の基本理念を継承し、大阪の環境保全の経験を活かすため、環境分野の国連機関の誘致活動を行った結果、平成4年10月に国連環境計画（UNEP）と日本政府が「国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）」設立の協定を締結し、平成5年9月にはその拠点施設が鶴見緑地内に竣工、平成6年4月から活動している。このセンターを支援することを目的として平成4年1月、大阪府、経済界とともに「（財）地球環境センター（GEC）」（平成22年4月1日より公益財団法人化）を設立した。また、環境政策のノウハウを持つ本市と、優れた技術を持つ大阪・関西企業が連携して、水・環境分野の海外展開を進めていく「大阪 水・環境ソリューション機構（OWESA）」を設立し、国際社会への貢献度を高める活動を行っている。

さらに、平成28年6月に、事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るため、産学官連携のプラットフォームである「Team OSAKA ネットワーク」を設立した。

平成5年11月、国において従来の公害対策基本法に代え環境基本法が制定され、平成6年12月には「環境基本計画」が閣議決定されるなど、わが国の環境政策について長期的かつ包括的な指針が示された。本市においても平成6年8月、大阪市環境審議会に対し環境基本条例のあり方について諮問を行い、平成7年3月に環境行政の指針となる「大阪市環境基本条例」を制定した。この環境基本条例の理念を実現するためには、市民・事業者・行政が一体となって環境保全のための行動を進め、地球環境保全を積極的に推進する必要があることから、その行動指針・行動目標を定めた「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21 おおさか）」を同年5月に定め、平成8年8月には、環境基本条例に基づく環境施策のマスタープランとなる「大阪市環境基本計画」を策定した。

平成7年7月には、「大阪市環境影響評価要綱」を策定し、大規模な事業の実施にあたって、環境に及ぼす影響について事前の調査、予測、評価等を行うための手続き等を定めたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定されたことに伴い、大阪市環境影響評価要綱と環境影響評価法の手続きとの整合を図るため、平成11年6月に「大阪市環境影響評価条例」を施行した。

また、「大阪市自動車公害防止計画」を平成7年7月に改定し、自動車に係る窒素酸化物対策や粒子状物質対策のより一層の具体化、自動車騒音・振動対策等総合的な対策を実施してきた。さらに平成14年1月には新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定し、低公害車・低排出ガス車の大量普及や大型ディーゼル車対策などの重点施策を強力に推進してきた。平成19年2月には同計画を改定し、「大阪市自動車交通環境計画」を策定して自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を推進してきた。なお、平成17年6月には「大阪自動車公害対策推進会議」を「大阪自動車環境対策推進会議」と改称し、エコドライブの推進など省CO₂対策の取組を含めた自動車環境問題全般にわたる活動を行っている。平成30年3月には、「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」を策定し、エコカーを公用車に率先して導入するとともに、充電施設などのインフラの設置拡大や情報発信に取り組むことにより、市民や事業者などへのエコカーのよりいっそうの普

及に取り組んでいる。令和3年3月には、自動車の脱炭素化を推進するため、「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」を策定し、公用車の乗用車に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車を率先して導入するとともに、充電施設等のインフラの設置拡大や情報発信等に取り組むことなどにより、市民や事業者への電動車をはじめとする次世代自動車の普及促進に取り組んでいる。

ダイオキシソ類対策については、平成10年8月に「大阪市ダイオキシソ類対策方針」を同年10月には「大阪市ダイオキシソ類対策指導指針」を策定した。また、平成12年1月のダイオキシソ類対策特別措置法の施行に伴い、本市方針・指針を見直し、排出基準の遵守や適正な維持管理等さらなる発生源対策を推進している。

快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくため、平成11年5月に「大阪市水環境計画」を策定した。平成23年3月に「大阪市水環境計画」を改訂し、「快適な水辺空間の保全と創造」「水質の保全」「健全な水循環の構築」「水文化の継承」「協働の推進」などの各種取組を実施してきた。令和2年7月に大阪府と大阪市の共同提案が内閣府の「SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業」に選定されたことを受け、同プロジェクトの取組の一つとして、令和3年3月に大阪府と共同で『「大阪ブルー・オーシャン・ビジソ」実行計画』を策定し、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、「大阪ブルー・オーシャン・ビジソ」が掲げる「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の実現に寄与するとともに、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画としてSDGsの達成に貢献することをめざしている。

また、工場跡地の再開発等に伴い判明する土壌汚染に対応するため、平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」などにに基づく規制・指導を実施するとともに、土壌汚染関連情報の整備・提供などの取組を進めている。

アスベスト対策については、平成17年7月に「大阪市アスベスト対策連絡会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的に緊急対策に取り組むとともに、学識者等からなる「大阪市アスベスト対策専門委員会」の提言を踏まえ、市民の健康を保護し、不安の解消を図るなどの有効な施策を中長期的な観点から総合的に推進するため、同年12月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し（令和3年4月「大阪市石綿（アスベスト）対策基本方針」に改定）、各部局が連携して対策を推進している。

平成21年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、自動測定機による測定を平成23年度から開始し、効果的なPM2.5の対策に資するため、平成23年秋から季節ごとに成分分析調査を実施している。また、PM2.5や二酸化窒素など大気汚染状況をより正確に把握するため、令和4年度に最適な常時監視網へ再構築し、これまでの大気汚染常時監視測定局24局体制から3局廃止及び1局新設による22局体制とした。

一方、平成27年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際社会共通の目標として合意され、同年12月には、21世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロをめざす国際的な枠組み「パリ協定」が採択されるなど、時代は大きな転換点を迎え、平成30年4月には、国においてもSDGsの考え方を活用した第五次環境基本計画が閣議決定された。国内外のこうした動向を踏まえ、令和元年12月に「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざし、新たな「大阪市環境基本計画」を策定した。

庁内の取組としては、平成9年5月に、行政自ら率先して環境保全行動を推進するため「大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）」を策定し、職員一人ひとりが具体的な環境保全行動に取り組んでいる。

さらに、市役所本庁舎をはじめとする本市施設において平成11年以降、順次国際環境規格（ISO14001）に即した環境マネジメントシステムを構築し、認証を取得した。平成23年11月末のISO14001の認証満了に伴い、エコオフィス21と統合した、「大阪市庁内環境管理計画」に移行し、引き続き環境保全行動に取り組んでいる。

また、環境への負荷の少ない物品等の調達を推進を通じて、循環型社会の形成に寄与するために、平成14年4月に「大阪市グリーン調達方針」を定めて、環境物品等の調達を推進している。

その他、事務事業に伴う温室効果ガス等の排出の削減を推進するため、平成20年11月に「大阪市電力の調達に係る環境配慮指針」を定めて、電力調達の入札を行う場合、価格だけでなく、電気事業者の環境負荷の低減に関する取組状況等を考慮する環境配慮制度を導入している。

熱帯夜日数の増加などの要因となっているヒートアイランド現象に対しては、平成17年3月に、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定（平成23年3月改訂）し、また、平成23年3月には、ヒートアイランド対策の一つとして「風」の活用を位置づけ、大阪湾からの涼しい海風を活用する方策をとりまとめた『「風の道」ビジソ〔基本方針）を策定した。平成27年3月に、大阪府と大阪市のヒートアイランド施策の効率적かつ効果的な推進のため、「大阪府市ヒートアイランド対策基本方針」（平成26年3月策定）などを踏まえ、ヒートアイランド対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を策定し、各種の取組を実施している。

熱中症対策については、令和6年4月に国において改正気候変動適応法が施行され、冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を熱中症特別警戒情報の発表時に住民等に開放する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に指定するなど、熱中症対策の強化に取り組んでいる。

地球温暖化対策については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市民・事業者・行政が協働して市域の温暖化対策を推進するため、平成14年に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定、平成23年3月には「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編）を策定し、平成27年に決定された国の新たな温室効果ガス排出削減目標などを踏まえて平成29年3月に改定を行った。令和2年11月には脱炭素社会の実現をめざす国内外の動向を踏まえ、市長が2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボン おおさか」を表明するとともに、令和3年3月にはゼロカーボンを

めざす、新たな「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」を策定した。さらに、令和4年10月には、脱炭素に向かう国内外の動向を踏まえ、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を引き上げるとともに、御堂筋エリアが「脱炭素先行地域」に選定されたことなどを踏まえて一部改訂し、温室効果ガスを削減する緩和策、気候変動への適応策に取り組んでいる。また、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」についても、実行計画〔区域施策編〕の改定を踏まえ、令和4年10月に削減目標を上方修正する改定を行い、令和6年3月にも一部見直し、本市事務事業から排出される温室効果ガス排出量の一層の削減に取り組んでいる。

また、平成14年度から令和2年度まで家庭から排出される二酸化炭素の排出抑制を目的とし、各家庭において環境家計簿を記入して電気・ガスの省エネ活動に取り組んでいただく「なにわエコライフ推進事業」を実施した。

さらに、市民、環境NPO/NGO、事業者、学識経験者、行政が協働して地球温暖化防止活動をはじめ、環境問題の解決に向けたさまざまな活動を推進し、人と環境が調和する「環境先進都市おおさか」の実現を図るとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に寄与することを目的として、平成16年6月に「なにわエコ会議」が設立された。同会議では、家庭での省エネ活動や環境教育の普及啓発、中小企業向けの簡易な環境マネジメントシステムの普及、大阪市内での生物多様性の発見と保全行動の推進など、さまざまな実践行動を推進している。

一方、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)の影響により、関西においても電力需給のあり方が議論される中、平成23年7月1日付けで環境局に「エネルギー政策室」を設置し、エネルギーセキュリティの課題などとともに、次世代エネルギーの開発促進に関する施策やエネルギーの効率的利用を本市事務事業の各分野と連携し、機動的に推進していくこととした。

平成24年2月に、大阪府市統合本部における決定に基づき、大阪府と共同で「大阪府市エネルギー戦略会議」を設置し、「新たなエネルギー社会の形成による新成長の実現」に向けた戦略の検討を行い、平成25年5月31日付けで「大阪府市エネルギー戦略の提言」をとりまとめた。この提言内容を踏まえ、新たなエネルギー社会の実現に向けた施策の推進に取り組んでいる。

大阪府市が取り組むエネルギー関連施策の方向性を提示するものとして、平成26年3月には、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を、その後継プランとして、令和3年3月には「おおさかスマートエネルギープラン」を策定し、それらプランに基づき、毎年、「エネルギー関連の施策事業集(アクションプログラム)」を提示したうえで取組を進めている。

また、令和5年11月に環境省が実施する脱炭素先行地域に御堂筋エリアが選定され、車から人中心のみちへの道路空間再編に合わせて、自立・分散型電源の導入等による業務継続地区(BCD)の構築や「サステナブル建築物等先導事業」(国土交通省)を活用した建物のZEB化により、脱炭素の取組との相乗効果から魅力的な都市の歩行空間の形成と災害時のレジリエンス向上を図っている。

生物多様性の保全については、平成30年3月に本市の特性に応じた「大阪市生物多様性戦略」を策定した。令和2年度においては本戦略の計画期間満了に伴い、令和3年3月に新たな戦略を策定し、取組を進めている。また平成24年3月に設立された大阪生物多様性保全ネットワークに参加し、関係自治体や地域住民、事業者等と連携した活動を進めている。

(2) ごみ処理事業

江戸時代

江戸時代の初め寛永14年(1637年)に不完全ではあるが、「川筋におけるごみの投棄取締令」が発せられ、初めてごみ投棄の取締が行われた。その後12年を経た慶安2年(1649年)に「道路及び川筋の取締」の御触れが出され、ごみを道路や河川に投棄することを禁じ、これを犯した者には牢舎または過銭、あるいは町中の川筋を浚せつさせる等の厳罰を加え、ここに初めて加罰思想を持った完全な取締が行われた。その後御触れの口達、箇条の加減、字句の修正等がしばしば行われ取締を強化している。このような厳し過ぎるとされる取締の実施は当時の事情から推して、衛生的な見地よりも寧ろ川筋の舟運の便と、道路の往来の便宜等を重点に考慮して出されたものと思われる。また、当時既に近郊の百姓がごみを肥料として利用しており、肥料に適さないものおよび不要期(5月～9月頃)は町年寄(町役人)の世話で低地、窪地で埋立処分をしていた。さらに、元禄時代(1688～1703)には芥取船2隻をもって町中のごみ掃除を行っていたが、江戸時代の中期安永2年(1773年)になると、掃除は一手引請人によって行われ掃除賃をとって窪地にごみを埋立てていた。

その後、江戸時代の後期に至っても繰返し取締が強化されたが、ごみ処理に対する思想は旧来のまま少しも変わることなく、取締も舟運、陸運等の交通の便宜上から不法投棄を禁止したに過ぎず、衛生的な思想に基づいた処理方法ならびに取締にまでは至らず明治の初年まで続いた。

明治時代

ようやく明治4年になって、明治政府は取締番卒(町役人)の職務として橋梁の掃除を定めてごみの河川投棄を禁止し、翌5年に道路掃除、明治9年に塵芥捨場掃除等の法令を交付した。しかし、これらの法令はいずれも行政指導の指針的な役割を果たすに過ぎなかった。明治16年になって、大阪府溝渠浚渫規則、街路取締規則が発令され、これに基づいて取締の完全を期し、戸長役場(自治団体)の手によって収集処分を行い、やや統一的処理が行われるようになった。これは伝染病の流行によって実施されるようになったもので、初めてごみが衛生上の問題として採り上げられたものである。またこれが後年の汚物掃除法制定の遠因となったものと思われる。

明治22年市制施行に伴い、本市は市規則として初めて塵芥場規則・塵芥掃除規則・塵芥掃除入札請負規則を制定し、ごみの処理を各区長の委任事項として公入札による請負人によって公私の塵芥だめから収集運漕して処理を行わせ、ごみ処理事業の市営を開始した。明治27年日清戦争が勃発するとともに、またも伝染病が流行したので、政府は保健衛生上ごみの処理をますます重要視し、市町村に都市衛生の責任を負わせることが適当であるとして、明治33年7月に汚物掃除法(法律第31号)を制定した。本市はこの法律に基づいて、同年11月に汚物掃除規程を定めて掃除監督吏員ならびに掃除事務所(昭和7年清掃区事務所と改称)を設置し、従来の請負収集を直営化しごみの組織的な処理体系を確立した。しかし、河川運漕についてはまだ直営化するに至らず、ごみは市内河岸地に多数設けられたごみ溜場より船積みして請負人の運漕に委ねられた。

当時の終末処分状況は堆肥に30%提供し、残り70%は尻無川下流の塵芥滓場で海中投棄をしていた。このため築港区域内に汚物が漂流して衛生上放置できない状態になり、本市は市内の鼠島に試験的に焼却炉を築造してごみの焼却についての研究を進めた。これが本市におけるごみ焼却場の端緒となったのであるが、その後研究を重ねて明治36年、尻無川下流福崎町に焼却炉13炉を、次いで40年に市外の長柄に焼却炉10炉を築造して焼却処分の方途を進めた。これらはいずれも自然通風式の炉で、ごみの全排出量の40%程度を焼却し得るにすぎなかった。しかしながら、従来から懸案であった河川運漕も36年以來これを請負から直営に移し、ここにごみ処理事業は全面的に直営事業として実施できる体制となった。

さらに河川運漕は、明治39年には石油発動機舟を利用して従来の手漕ぎによる運漕を改めたが、焼却については逐年のごみの増量に追いつかず、明治末期には従来の小規模施設だけでは処分が不可能な状況となった。

大正時代から昭和時代(終戦まで)

ごみの増量に伴う処分の窮状から大正初頭には新規の焼却場の建設が不可欠となり、大正5年木津川尻の南恩加島町に大量処理を目標として自然通風式18炉を築造し、木津川焼却場第1工場を建設した。なお、この建築により長柄焼却場および福崎焼却場は廃止した。

その後、第一次世界大戦による産業経済の発展、大正14年の第二次市域拡張により市勢の発展、人口の増加趨勢はめざましく、それに伴ってごみが増量したため、埋立処分地ひっ迫の危機に瀕し、本市は幾度かごみ処理の行き詰りとなりかけたが、そのたびに焼却施設の増設と改良を繰り返して最終処分量を減量することにより対処した。

職制としては、これまでずっと衛生課の所管であったが、大正13年4月に保健部が生まれ、清掃事業は保健部保健課の清掃係と作業係において担当することになり、翌14年の市域拡張とともに今宮焼却場を本市に引き継ぎ、掃除事務所は従来の東・玉造・西・市岡・朝日橋・九条・南・難波・天王寺・曾根崎・北の11か所の他に、西淀川・東淀川・東成・住吉・西成の5か所を増設した。

次に、焼却施設の整備の後を辿ると、大正7年には木津川焼却場の第2工場を増設して当時の処理日量350余tの50%を焼却し、昭和4年に木津川焼却場第3、第4工場を、また寝屋川焼却場の第1、第2工場を新設して当時の処理日量約1,060tの71%を焼却処分した。さらに昭和7年から9年にかけて行われた第3次拡張工事により木津川焼却場の第5、第6工場および寝屋川焼却場の第3、第4工場を増設して、当時の処理日量1,100～1,200tの70%程度を焼却処分し得るようになり、ま

た炉自体も従来の自然通風式から連房送風式または強圧過熱送風式に改良された。

一方、収集面においては、昭和9年から馬力車による収集を採用して肩引車と馬力車を併用する収集方法に改め、収集日数も昭和7年から実施した週5日目取りを夏期4か月間は3日目ないし4日目取りに短縮して改善を図った。

昭和11年6月大阪府では、大阪府汚物掃除法施行規則が公布され、これに伴い大阪市は昭和11年8月5日に大阪市汚物搬出及処分委託規程を公布し、1日平均10kg以上排出家庭等のごみおよび市の指定収集回数以上の収集を希望するところについては有料受託収集を開始した。また収集作業の効率化と美観を考慮して種々研究を行い、収集作業に自動車を使用し、以後シャッター付ダンプ装置を有する特殊自動車も考慮した。ここに収集制度は自動車・馬力車・肩引車の三本建てとし、直接収集と中継収集の供用となった。このほか、昭和12年4月から雑芥と厨芥の分別収集を始め、南区芦池衛生組合管内の500戸で試験的に厨芥の利用方法の研究を進め、ごみ容器の標準型を作成して同年7月に新案特許を申請し(昭和13年11月に登録許可された)、ごみ容器の整備強調運動を展開し、普及勸奨に努めた。また昭和13年には、昭和9年以来実施してきた各戸収集の夏期4か月間の3日目ないし4日目取りを2か月間延長し、その他の期間を5日目取りとしたが、昭和15年には日中戦争の長期化により、資材・労力の不足が一層激しくなってきたので収集日数は年間を通じて4日目取りとした。

掃除事務所は大正14年に16か所となったが、昭和3年4月には13か所となり、さらに昭和7年4月から掃除事務所を清掃区事務所と改称し、従来の13区域を再編成して、玉江橋・瓦屋町・岩崎・淀川・中本・天下茶屋の6か所とした。ついで昭和12年4月からは、岩崎・中本の2清掃区事務所を除いて他の事務所を移設するとともに、さらに2か所を増設し、天満(北、東淀川区)・福島(此花、西淀川区)・船場(東、西区)・高津(南、天王寺)・岩崎(港、大正区)・今宮(浪速、西成区)・中本(東成、旭区)・住吉(住吉区)の8か所とし、清掃区事務所の体制の基礎が固まった。

ところが昭和16年に至り、資材および労力の不足は太平洋戦争突入を前に益々窮迫の度を加え、本市のごみ処理事業は根本的に変更を余儀なくされた。そこで、戦時体制の一環として、ごみの減量運動(塵芥報国運動及び塵芥半減運動の提唱)を展開することとなり、従来各家庭に備え付けていたごみ容器を撤廃させ、代わりに隣組に再生有価物・可燃物・不燃物用3種の協同容器を設置させ、再生有価物はくず物商に売却し、可燃物は最寄りの浴場業者に提供して補助燃料とし、本市は不燃物のみを収集することとした。その結果20%以上の減量となったが、さらに塵芥の分別収集を本格的に実施した結果、全戸数の37%(267,000戸)収集日量77tにまで達し、戦時化の養豚事業に提供するとともに、別所処理場を建設し、ごみの堆肥製造を行った。

昭和18年4月1日、行政区が全面的に分増され22区となったが、同時にし尿収集が全都市営化されたため、ごみとし尿の事務管理を強化する必要から行政区ごとに清掃区事務所を設置した。

昭和19年に入り、わが国の戦況は劣勢となり、本土空襲の激化によって国内情勢は険悪化し、作業面においても人員、機材が逼迫する中で、ついには各戸収集を全面的に中止せざるを得なくなり、同年6月には清掃区事務所も22か所から7か所に縮小し、市は専ら路傍や空地に不法投棄されたごみの処分のみを担当することとなった。各家庭のごみ処理は市民の自家処理に委ねることとなり、そのため、町会に対して1戸当たり60銭の助成金を交付した。数年に渡る大空襲により、昭和20年に入ると市内の大半が焼土と化し、作業人員と機材の窮乏もその極に達したが、家屋の減少によりごみ排出量も激減したため、僅かな人員と機材でもって細々と作業を継続しつつ終戦を迎えるに至った。

一方、ごみの運漕作業は、市内を縦横にめぐる河川と運河を利用して行われ、「水の都」大阪を象徴する効果的な作業形態としてごみの増量とともに逐次強化整備されてきた。昭和10年8月には、河川浄化の一環として、うら盆の経木、供物類の放流を精霊船に受けて焚淨処分を行い、以後例年「精霊流し」の行事として行われるようになった。なお、戦争による打撃はごみの運漕作業にも現れ、昭和19年にごみ収集作業とともに中止された。

昭和時代(戦後)

終戦直後の昭和20年9月に、これまでの保健局作業課から独立して作業部となり、管理課(業務係、厚生係)と作業課(清掃係、処理係)において、戦災で荒廃した事業の建て直しに対処することとなり、21年6月になってようやく収集作業の一部を再開した。市民によって排出されたごみは、町会単位に設けられたごみ集積所に集め、5日目ごとにトラックまたは肩引車で収集し、戦災跡や爆弾池等で埋立処分した。

清掃区事務所も、昭和20年4月以来、東部・西部・南部・北部の4か所に縮小したままであったが、戦災の復興が次第に進むにつれ、翌21年10月には、北・城北・淀川・中部・西・東・南・住吉の8清掃区事務所に増設した。

昭和22年4月には、待望の全市各戸収集の再開にまで漕ぎつけ、世帯数の72%で実施した。同年7月に至り、これまでの作業部から清掃局に昇格し、庶務課(庶務・経理・施設・斎園・厚生)、清掃課(第1清掃・第2清掃)、処理課(処理・輸送)の3課9係で事業を担当することとなった。ここに清掃局の現職制の基礎は定まったと見ることができる。同年9月には土木局から移管された道路清掃作業を開始するとともに、翌23年には河川運漕作業も再開の運びとなった。

一方、戦時中操業中止のままに放置されていた焼却場も、昭和23年1月に寝屋川、同年3月に木津川の両焼却場の一部を復旧し、8月から焼却作業を再開した。また、同年9月に自動車事務所を、10月には土木局から水面清掃作業を引き継ぐとともに、有料収集も再開する等次々と作業を復興拡大し、終戦後3カ年を経過してようやく戦前の作業形態に復旧することができた。

昭和24年4月には全市で各戸収集作業を3日目取りに短縮する一方、木津川焼却場の第4工場を復旧した。また、戦災跡のがれき、土砂の堆積は不法投棄の温床となり、さらにその他の路地や空地にもごみが堆積される有様であったため、同年9月から失対就労者を使ってごみの一掃に努めた。翌25年9月にはジェーン台風が来襲し、全市の21%が浸水被害を受け、

災害救助法が発令された。当局施設も相当な被害を受けたので、施設の復旧に努める傍ら一時平常作業を停止して災害救助活動に全力を傾注した。

その後都市の復旧が進むにつれ、ごみの排出量も増加してきたので、昭和26年に木津川焼却場第6工場および寝屋川焼却場第1工場を復旧させ、全焼却能力250 t/日を備えることとなった。また、同年から収集作業に小型三輪車を導入し、肩引車から切り換え、収集作業の機械化を促進した。

昭和29年4月、明治以来清掃作業の根拠法であった汚物清掃法が廃止され、新しく清掃法が制定公布された。同法においては清掃事業を明確に市町村の義務事業と規定し、特に汚物の衛生的処理が強調され、市民の間においても、生活の安定、衛生思想の普及に伴い生活環境の浄化が強く要望されるようになったので、本市では運搬自動車にごみ飛散防止用覆いを備えたほか、9か所あった船積場のうち3か所を廃止した。

また、29年度から収集作業へ本格的に小型自動車を導入し、32年度から特殊架装車（パッカー）・有蓋自動車を採用するなど収集機材の改善整備を図りつつ、肩引車収集から小型自動車による直接収集への転換を進め、市民の間に非難の強い非衛生的な中継作業および船積場の漸減に努めた。このことは、交通体系の変化に伴い、ごみの運搬の手段が明治以来続いてきた中継による水上輸送から直接自動車による陸上輸送に変質したことを意味する。

このようにして肩引車は、40年には手掃きの道路清掃用および直接自動車が入らない道路の狹隘地区の引出し収集用のみに使用されるようになった。一方、有蓋車収集の場合、各戸のごみ容器から一度中継籠へごみを移し換えた上で自動車に積み込むため非効率・非衛生で、次の段階として有蓋車を特殊架装車に転換する必要が生じた。そのため、40年度から積極的に収集車のパッカー化を実施し、44年度秋には全収集車のパッカー化を完了、車付作業員も1台当たり3人から2人に減らし、収集作業の効率化を推し進めた。さらに狹隘地区対策として43年度末から軽自動車を試験的に導入し、翌年度から一部地域において本格的に作業を開始した。

また、各戸のごみ容器についても、昭和37年10月からポリエチレン製または金属製の「標準ごみ容器」を定めてその普及勧奨に努め、41年度からは非衛生・非効率なコンクリート製や大型木製のごみ箱一掃運動を全市に展開し、万国博開催（45年3月）までにほぼ目的を達成した。

この間、日本経済は戦後の低迷から急速に復興し驚異的な高度成長を遂げるようになったが、この経済の発展は公害という新たな社会問題を引き起こすことになった。昭和42年に公害対策基本法が制定され公害問題に対する総合的な対処の根拠法が整備され、以後43年には大気汚染防止法、44年には大阪府公害防止条例、45年には水質汚濁防止法および海洋汚染防止法等続々と公害規制関係法令が制定された。

このような中、45年12月には清掃法が廃止され、新たに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が制定公布された。この新法は旧法の清潔の保持を中心とした考え方を一層発展させ、廃棄物の適正な処理を図るための体系の整備を促進することを目的としたものである。

同法は廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに分け、一般廃棄物の処理については市町村の義務事業であることを明定し、産業廃棄物については事業者責任に基づく処理を義務づけるという新たな廃棄物の処理体系を確立したが、同法の制定を契機として、産業廃棄物行政については公害規制という観点からその事務を環境保健局が分掌することとなった。

清掃局においても、昭和46年6月、従来の次長制を廃止して2部制（業務部、施設部）とし機構の充実を図るとともに、48年4月、局名を環境事業局に改称して、従来の清掃行政から公害防止、環境保全をめざす行政へと一歩大きく前進した。

一方、昭和23年から再開された大掃除は、当初衛生思想の普及に大きな役割を担っていたが、市民の生活水準の向上、衛生思想の普及に伴い大掃除の重要性はなくなりつつあったうえ、大掃除による交通障害、火災の危険性、処分地難に加え、大掃除時に粗大ごみが大量に排出されること等に鑑み、昭和45年に大掃除を廃止し、同年10月から粗大ごみ収集を実施した。開始当時は、年1回で業者請負により実施していたが、その後市民の要望により49年度から年2回、さらに52年度から年4回実施に改善した。機材も当初は普通の無蓋トラックに積み上げて収集していたが、直営化（年2回実施時）とともに効率アップのため、圧縮して自動的に積み込むプレスバック車を主力とした。

ごみの排出量は経済の復興発展と人口の増加により逐年増加し、埋立処分地の依存度が増すばかりであったが、市民生活の向上と衛生道徳の普及向上、特に昭和30年から全国的に行われた「かとハエをなくする運動」によって、処分地の悪臭、害虫の発生、汚水等の公害が問題視されるようになり、市域の整備とともに埋立処分地の確保が困難となった。衛生的に最終処分するためには、焼却処分体制の強化をはかる必要があり、31年4月に寝屋川焼却場第1工場を修理整備し、休止中の同第2工場も年度内に復旧工事を完了させ、全焼却能力350 t/日となったものの、33年6月からは、施設の老朽化が深刻になる中、2部作業の酷使を余儀なくされた（焼却能力560 t/日）。

一方、埋立処分地の確保には東奔西走の限りを尽くし、長距離輸送をも省みず近郊にまで処分地の確保に努めたが、最終処分の行詰りの解決は容易ではなく、抜本的な対策が必要であった。34年8月には、木津川焼却場内に当時としては最新の工場（大正工場）を建設したが、さらに焼却施設緊急整備計画を策定し、新しい施設の開発ならびに建設に努めた結果、38年2月にわが国最初の機械式炉工場である住吉工場（後の住之江工場、焼却能力450 t/24h）が完成した。本工場は、従来の人手に頼る焼却作業方式から完全に脱却し、工場内作業は全て機械化され公害対策も万全な新鋭施設であった。さらに40年6月に西淀工場（同400 t/24h）が完成稼働し、次いで同年9月には城東工場（後の鶴見工場、同600 t/24h）が本格操業に入った。特に西淀工場は、スイスのフォン・ロール社の優秀な技術を導入したデ・ロール式焼却施設で、工場内作業の機械化、万全の公害対策とともに、東洋で最初に、余熱利用で発電を行うという画期的施設であった。ここにごみ焼却は機械式炉工場によるべきであるという風潮を全国主要都市に植え付けた。

城東工場の完成を機会に、大正から昭和初頭に建設された旧施設である大正旧工場および寝屋川工場は、ばい煙規制法（後の大気汚染防止法）の厳しい規制を受け、その適用除外期限の切れる40年8月末日をもって閉鎖した。

その後も本市は可燃性ごみの全量焼却達成を目標に焼却施設の増設に努め、翌41年10月には八尾工場（同600 t/24 h）が完成稼働した。同工場は、大阪市と八尾市との行政協定に基づいて、市域内に工場用地の取得が困難な大阪市が八尾市から工場用地の無償譲渡を受けて建設したもので、本市が管理運営を行いつつ両市のごみを焼却するという新しい行政協力方式の一つのモデルを示したものであった。さらに44年2月、市の中心部に当時わが国最大規模の焼却能力をもつ森之宮工場（同900 t/24 h）を完成させ、本市の焼却能力は日量2,730tに達した。同工場はごみ焼却の際発生する余熱により蒸気を作り、近隣の下水処理場、公団住宅等へ供給する等余熱利用の一つの範となる画期的施設であった。同工場の完成により当初は市内の可燃性ごみを全量焼却できる予定であったが、ごみ排出量の急激な増量に加え、老朽化等により大正工場を廃止する必要があるため、全量焼却達成をめざしてさらに工場建設を推進することとなった。46年5月に東住吉工場（後の平野工場、同600t/24h）、49年7月に東淀工場（同600 t/24 h）を、また52年5月に港工場（同600 t/24 h）、53年3月に南港工場（同600 t/24 h）を続々と完成させ、さらに55年7月には大正工場（同600 t/24 h）の建替えを完成させた。この大正工場の完成によって、本市長年の懸案であった可燃性ごみの全量焼却体制を確立することとなった。

しかしながら、ごみの排出量はその後増加を続けたため、将来とも安定した全量焼却体制を維持するには、老朽化した焼却工場を順次建替え、焼却能力の整備・向上を図っていくことが必要とされた。

一方、一応順調に進んだ工場建設に引き替え、埋立処分地の確保は薄水を踏むような状況で、市内周辺部の宅地化等により処分地の適地は少なくなり、大阪市域外各地に埋立地を探し回らなければならない状況であった。そこで昭和41年から10年間南港造成地の一部を掘削した南港処分地を使用し、さらに44年からは4年間鶴見緑地の一部を埋立地（鶴見処分地）として使用、45年には西淀川区の海岸部分に処分地（矢倉処分地）を求め8年間使用した。しかし、ごみの増量により処分地は再三再四危機を迎えたので、46年の廃棄物処理法の施行を機会に事業系ごみや産業廃棄物の搬入禁止を行うとともに、処分地の適地がなくなった内陸部ではなく、大阪湾の海上に大規模な処分地の造成工事に着手した。本処分地は海上にあるため、車両から船舶に積み替える基地が必要となり、此花区の石炭埠頭の一部を港湾局から借用して基地を建設することとなった。基地の建設にあたり、ごみ運搬車の通過する此花区の住民等から基地建設反対運動が起こったため、搬入台数の制限、搬入経路の指定などの交通安全対策を条件に交渉の結果ようやく承認され、48年5月着工し同年12月から一部完成した処分地へのごみの積出場として使用した。さらに、昭和57年から、北地区に引き続き処分地として、南地区の造成を進め、最終処分場の確保に努めてきた。この北港処分地が本市唯一の最終処分場であり、61年度末には北地区の埋立が完了し、62年から南地区において埋立処分を継続している。

ところで、昭和36年ごろスウェーデンで開発された画期的なごみ収集システムであるごみ空気輸送は、その後ミュンヘンのオリンピック村等欧米諸外国で続々と採用され、本市においても市内住宅の中高層対策等として注目するに至った。しかし、欧米のごみと日本のごみとでは相当ごみ質が異なるため、欧米の機器をそのまま日本に設置することは疑問視された。そこで本市は日本の都市ごみによる実用化実験をするため八尾工場敷地内に民間企業と協同で実験プラントを設け、47年10月から48年12月までの15か月にわたり各種実験を繰り返した結果、実用化への問題究明とその解決の見通しを得た。この実験の成果を踏まえ、森之宮市街地第二住宅および南港ポートタウンにこのシステムの導入を計画し、森之宮地区については46年秋に着工、51年5月から稼働し、さらに南港ポートタウンについても50年12月に着工し、52年12月から一部操業を開始した。

以上のように、本市における清掃事業は、ごみ処理体制の基盤の整備というハード面の施策が一応確立されることとなった一方、その後はごみの無い清潔なまちづくりというソフト面の施策を充実する必要に迫られることとなる。

まちの美化対策としては、39年4月、公衆用街頭ごみ容器のデザインを広く一般に募集し、決定した特別入選作を昭和39年8月に東京オリンピック聖火コースおよび御堂筋の道路安全柵に取り付けたところ、市民の好評を博し、40年11月毎日産業デザイン特別賞を受賞した。そこで、同じデザインによる街頭すいごみ容器も作成し、41年度から本格的に設置に取り掛かり、44年度末までに街頭ごみ容器10,000個、同すいごみ容器、3,000個の設置を完了した。

また、環境事業局・土木局・公園局の3局で実施していた道路清掃について、54年4月に環境事業局で一元的に実施体制を整理するとともに、同年9月には市の内部に局横断的に環境美化推進会議を設置し、各局の施策の調整及び行政と市民との実践活動の一体化の施策について検討を進める等積極的に推進した。

また、57年8月には、土木局と共同で道路・河川等における保全、美化運動功労者の表彰実施要領を制定、まちの美化運動に功労のあった団体又は個人に対する表彰を実施することとし、同年11月第一回の表彰を行った。

廃棄物処理法によって新たに排出事業者の処理責任が明定された産業廃棄物については有害物質を含むものも多く、不法投棄や無許可業者による処理等の不適正な処理が大きな社会問題として指摘されてきた。法制定当時、廃棄物に含まれる重金属等の有害物質による深刻な環境汚染が公害問題として大きく社会の注目を浴びていたこともあり、本市でも、産業廃棄物については有害物質の法的な規制を含め公害対策の観点からの対処が必要であると、公害規制を担当していた環境保健局環境部において担当することになった。その後、昭和49年4月、同部に産業廃棄物指導課が設置され、産業廃棄物処理対策を推進する職制が整備された。

本市は、西日本における最大の商工業都市であり、市内から排出される産業廃棄物もまた膨大な量に及び、適正処理を推進し、環境汚染を未然に防止することが必要とされたが、中小零細企業が多く、市域も狭小なため、排出者責任のもとに処理処分を事業者へ個別に委ねることは生活環境の保全上支障があり、公共関与のあり方を含めた産業廃棄物の総合的な処理

対策が求められることとなった。このため51年3月に大阪市公害対策審議会から答申を受け、「大阪市廃棄物処理計画」を策定して、市内から排出される廃棄物の適正な処理を総合的、長期的に推進していくこととした。

産業廃棄物の処理処分に関する公共関与については、46年2月に大阪府と共同で設立した(財)大阪産業廃棄物処理公社において産業廃棄物の中間処理事業(52年5月クリーン大阪センター操業等)等を実施するほか、廃棄物の最終処分場を広域的、長期的に確保するため国において進められていた広域最終処分場計画(フェニックス計画)に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センター(57年3月設立)事業に係る地方公共団体として出資する等産業廃棄物の適正処理に向け取り組んだ。

このように、当初公害対策の観点から出発した産業廃棄物行政は、公害規制面では規制基準の遵守や事業者の認識の向上等により一応の成果は見られたものの、処理処分の段階での受け皿の確保の問題を始め、一般廃棄物、産業廃棄物共々一体となって解決を図らねばならない状況に迫られることになった。また、環境事業局と環境保健局の両局において廃棄物行政を分担することについて、その是非が市会で問題視されてきたこともあり、58年6月、産業廃棄物指導課を環境事業局へ移管して廃棄物行政の一元化を実施し、廃棄物行政を総合的に推進して行くために職制を整理した。さらに、家庭ごみ収集を中心とした一般廃棄物処理体制についても充実を図るため、臨時職制として廃棄物業務特別対策室を設置し、総合事務所建設の推進並びにごみの定曜日収集の実施等、きめの細かい市民サービスに取り組み、昭和58年12月に初めての総合事務所として東事務所を開設し以後、昭和60年4月東北事務所、昭和61年4月北事務所、昭和62年4月城北事務所を順次開設した。

また、昭和59年4月からは長年の懸案であった普通ごみの定曜日収集を全市一斉に実施するとともに、粗大ごみの収集を年6回収集とし、さらに平成2年10月からは概ね月1回の収集とした。

焼却工場については、昭和55年に達成した可燃性ごみの全量焼却体制を維持していくために、老朽化した焼却工場を建替え、焼却能力の向上を図る必要があり、昭和63年7月に住之江工場の建替えを完了した。さらに粗大ごみの減容化を図るため昭和63年4月に大正工場破砕施設を開設した。

平成から現在

平成に入り、総合事務所は平成元年4月に新東南事務所、平成2年4月に新西北事務所、平成5年8月に新中央事務所本所、平成8年2月に新南事務所(現西南環境事業センター)・同年12月に新西事務所が完成し、平成9年4月の西南事務所(現南部環境事業センター)の整備をもって全事務所の総合事務所化を完了した。そこで職制上も局事務所と自動車事務所を統合し、新たな廃棄物行政における地域拠点の役割を担う環境事業センターとして発足した。一方、焼却工場は平成2年3月に鶴見工場、平成7年3月末に西淀工場と八尾工場の建替えが完了した。さらに平成13年4月には破砕設備を併設した舞洲工場が竣工し、平成15年3月末には平野工場の建替えが完了した。このように、廃棄物処理関係施設は順次充実してきたが、最終処分地の残容量の縮小、ごみ質の多様化による適正処理困難物の問題、不法投棄の社会問題化等廃棄物をめぐる問題は山積していた。

国においては、約20年ぶりに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が大幅に改正(平成4年7月4日)され、本市においても「大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び同規則を改正し、平成5年4月1日に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」・同規則を施行した。改正により、従来の行政による処理対策重視の姿勢から、事業者、市民、行政の協力によるごみの減量・リサイクル及びまちの美化も含めた、より広範な廃棄物対策を打ち出して、これに基づいて各種の新事業も試みられた。また、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、循環資源の定義や処理の優先順位が規定されるなど、循環型社会の構築に向けた法整備が進められた。

ごみ減量・リサイクルの推進にかかる施策・方針の審議の場として、平成3年度に、市民・事業者・行政による「大阪のごみを減らす懇話会」を組織し、平成7年8月にはこれを発展させ、ごみ減量対策を始めとして広くごみ問題全般を検討する「大阪市廃棄物減量等推進審議会」を設置した。

本市における分別収集については、平成3年10月から南港ポータウンにおいて空き缶・空きびんのモデル回収事業を開始(平成17年3月廃止)、平成4年10月からは資源ごみ収集(空き缶・空きびん)を市内3区でテスト実施、平成5年11月の鶴見リサイクル選別センター開設を経て、平成6年10月から金属製の一部食生活用品を収集対象品目に追加し、全市で実施した。また、「容器包装リサイクル法」の施行に伴い、平成9年10月からは、資源ごみの収集対象品目にペットボトルを追加、さらに平成19年4月からは金属製の生活用品、平成29年4月からはスプレー缶・カセットボンベ類を追加して収集している。

なお、鶴見リサイクル選別センターは、処理量が本市全体の約6%にとどまり、民間選別施設での対応が十分可能であることや、老朽化も進んでいたことから、平成24年3月末をもって廃止した。

容器包装プラスチックの分別収集については、平成13年10月から市内4区でのテスト実施を開始し、平成15年10月には11区に拡大、平成17年4月から全市で実施した。令和7年4月からはプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を「プラスチック資源」として一括して分別収集している。

さらに、古紙・衣類の分別収集を平成25年2月から市内6区で開始し、平成25年10月から全市で実施している。

なお、平成23年10月から3行政区において「小物金属類の分別収集」を試行的に実施してきたが、平成26年3月から使用済小型家電の拠点方式での回収を実施したことから、平成26年3月末をもって試行実施を終了した。

一方、その他の資源物について、局施設等において拠点回収を実施している。平成3年10月に局事業所でアルミ缶・紙パックの回収を開始して以降、順次受付場所を追加し、区役所・公共施設等で紙パックの拠点回収を開始したほか、平成13年10月から乾電池・蛍光灯管等も回収品目に加え、市民の利便性を向上してきた。ただし、アルミ缶については、資源ごみの収集頻度の改善(隔週から週1回)に伴い、平成17年3月で拠点回収を終了した。また、平成17年4月から、衣類のリユース促

進のためのマタニティウェア・ベビー服・子ども服の拠点回収を開始し、同年6月から環境事業センター等での展示・提供を開始した。絵本についても、令和2年3月から環境事業センターにおいて受付回収し、展示・提供している。平成21年度からは市民の利便性を図るため、本市施設や一部のスーパーマーケットに紙パックや乾電池・蛍光灯管の回収ボックスを設置し、平成22年11月からインクカートリッジについても回収品目に加えた。さらに、「小型家電リサイクル法」に対応するため、平成26年3月から、区役所・環境事業センター等に使用済小型家電の回収ボックスを設置し、令和3年2月から、国の認定事業者と協定を締結し、宅配便による自宅回収を、令和5年7月からリチウムイオン電池等の受付回収を、令和6年7月からリチウムイオン電池等の訪問回収を環境事業センターで実施している。なお、古紙・衣類の収集頻度の改善（月2回から週1回）に伴い、紙パックの拠点回収を平成27年3月末で廃止した。

また、水銀の環境への流出を未然に防ぐため、平成28年4月から水銀血圧計を、平成29年2月から水銀温度計を環境事業センターにて受付回収してきたが、平成30年10月から、市民の利便性を図るため、蛍光灯管については、拠点回収や受付回収に加え、電話等による訪問回収を開始した。

このほか、平成3年11月から不用品情報誌「リサイクリングOSAKA」を発行、平成10年10月からはこれを電話やFAX（平成16年3月からはインターネットでも利用可能）による不用品リサイクル情報システムに切り替えて運営していたが、登録件数や成立件数が低水準で推移し、システムの目的であるごみの「発生抑制」「再利用」の推進に寄与できていない状況や費用対効果も低いことから、平成19年3月末をもって終了した。

また、ごみ減量・リサイクル活動を推進するための啓発施設として、平成8年5月に「リサイクルプラザ赤川」、平成10年7月に「リサイクルプラザ塩草」を開設した。（平成24年3月末閉館）さらに平成15年10月に地域でごみの減量・リサイクルの実践活動を推進するリーダーとして、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」制度を創設した。

資源集団回収団体に対する支援制度としては、平成3年度から回収用具の貸与を行ってきたが、平成11年度からは古紙再生品の需要拡大を図ることを目的として、古紙再生品の提供（平成27年度活動実績分より廃止）と事務用品等の購入費の補助を行う新たな支援制度を実施し、平成18年度には、粗大ごみの有料化の実施に伴って、ごみ減量に努力する市民に還元する施策として、奨励金を増額した。

平成26年度から「コミュニティ回収（大阪府が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり収集を行うもので、基本的に大阪府と同じ排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約した回収業者が収集を行うもの）」という手法を用いて、より一層の資源集団回収を促進しており、コミュニティ回収団体に対する支援制度を設け、コミュニティ回収活動の活性化に向けて取り組んでいる。

また、比較的安定していた古紙等の市況が令和元年末より急落し、再生資源事業者が新たな地域の収集を担うことに消極的になったうえ、事業から撤退しかねない事態となったため、令和3年度よりコミュニティ回収を担う再生資源事業者に対して、市況及び回収量に応じて支援している。

一方、プラスチックによる海洋汚染が地球規模で問題となり、マイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念される中、平成30年6月に開催されたG7において、「海洋プラスチック憲章」が提起され、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択された。国においては、「プラスチック資源循環戦略」を令和元年5月に策定され、本市では、大阪府と平成31年1月に「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、令和元年5月に大阪市「プラスチックごみ削減目標」を策定して、プラスチックごみ削減の取組を進めている。令和元年10月、地域・事業者との連携による「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」を構築し、環境省と連携した先進的モデル事業を実施のうえ、同年11月から本格実施して、実施地域拡大に向けて取り組んでいる。この取り組みにより国内におけるペットボトルのマテリアルリサイクル（ボトル to ボトル等）を促進し、プラスチックの資源循環を推し進めている。

また、平成2年6月からごみ減量キャンペーンに継続的に取り組むほか、平成12年6月の廃棄物やリサイクルに関する一連の法律が整備を受け、循環型社会の形成に寄与する環境ビジネスの育成・振興の拠点として、大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）を開設した。

さらに、平成20年1月から、分別排出を徹底し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、中身の見えるごみ袋による排出指定制度を導入し、平成25年10月からは分別ルールが守られていないごみの残置による啓発・指導を実施している。

事業系ごみの減量については、大規模事業所から排出される事業系ごみ、特にOA機器の普及に伴う紙ごみの減量指導に取り組む、一定規模以上の建築物（特定建築物）の所有者に対し、ごみの発生抑制と再利用・資源化を義務づけ、減量化を図っている。

このほか、平成20年度には、事業系一般廃棄物の減量及び産業廃棄物の適正処理を推進するため、事業系ごみの処理に関するパンフレット「事業系ごみの分け方・出し方」を作成し、市内の約20万事業所へ配付し啓発するとともに、産業廃棄物の混入が多い事業所への立ち入り調査を実施し、一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分並びに適正処理を啓発指導した。平成21年度からは、焼却工場への搬入物のチェックを強化し、産業廃棄物などの搬入不適物が発見されれば収集業者から、収集状況等を確認の上、指導を行なうとともに、ごみを排出した事業者に対しては、事業系廃棄物適正処理啓発指導員が、個別に適正な処理ルートに誘導、適正処理方法の啓発と指導を行っている。

また、平成25年10月からの資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止に伴い、焼却工場の搬入物チェックにおいて、資源化可能な紙類の混入が発見されれば、許可業者や排出事業者への指導や啓発を行っている。なお、平成24年度には市内の約20万事業者へパンフレット「資源化可能な紙類のリサイクルについて」を配付し啓発した。また、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止に伴い「事業系ごみの分け方・出し方（改訂版）」を作成・配付し、ごみ減量の推進と適正処理の啓発を行っ

ている。

なお、一般廃棄物収集運搬業の許可基準について、平成24年7月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則」を一部改正し、大阪府内に事業所を有すること、一般廃棄物の収集運搬車を2台以上有すること、暴力団関係者でないことを制定した。さらに、平成25年3月に同規則を一部改正し、能力基準（新規許可＝「大阪市一般廃棄物収集運搬業能力試験」に合格、更新許可＝公的機関が実施する一般廃棄物処理業に関する講習会等を終了）を設けた（同年4月施行）。また、平成29年5月に、大阪府内としていた事務所の基準を「大阪市内に市長が別に定める基準に適合する事務所を有すること」に改正した。

一方、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を25年3月に改定し、27年度のごみ処理量を100万トン以下、令和7年度90万トンを将来的なごみ減量目標としたが、各種減量施策の効果により、平成26年度のごみ処理量は94万トンとなり、計画目標を1年前倒しで達成した。また、平成28年3月改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」では、「持続可能な循環型社会」の形成に向け、これまでのごみ減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、ごみ発生抑制や再使用の取組（2R）をより一層進め、前計画で将来目標とした「令和7年度のごみ処理量：90万トン」とする減量目標を、「84万トン」に見直すなど、ごみ減量の流れを継続・発展させるとともに、高齢社会の進展など社会構造の変化や大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めてきた。さらに、令和2年3月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画[改定計画]」を策定し、SDGsの視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた新たな施策の展開により、一層のごみ減量施策を押し進めることとしている。

このように、「持続可能な循環型都市」の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルの取組を積極的に推進してきた結果、ごみの減量が進み、焼却工場数を減らしても必要焼却能力を確保できるようになった。そのため、平成20年12月に南港工場を廃止するとともに、平成21年11月に出された「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会報告書」を踏まえ、港工場を廃止し、森之宮工場及び大正工場を現行工場敷地で建て替える方針とし、平成22年3月に東淀工場の建替えの完了に併せ、港工場を廃止した。

しかしながら、大都市制度改革に向けた市政方針としてのごみ焼却処理事業の広域化の視点や、ごみ減量の進捗も踏まえ再検討した結果、平成24年4月に開催された「大阪市戦略会議」において、「ごみ減量の進捗も見極めつつ、現在の9工場を6工場稼働体制とし、森之宮工場の建替計画は中止する」、「大正工場についても今後建替は行わない」、「稼働30年程度を基本に住之江工場、鶴見工場においては、全面建替ではなく、現在の建物を一部流用して、内部設備（プラント設備）を更新する手法を採用する」といった「ごみ焼却工場の整備・配置計画」が決定された。

その後、平成25年3月に森之宮工場を、平成26年3月には大正工場並びに大正破碎施設を廃止し、平成28年3月に住之江工場を更新のため休止したことにより、平成28年度から6工場稼働体制となっている。なお、森之宮工場の廃止に併せて、森之宮地区の管路輸送事業を廃止し、普通ごみ収集へ移行している。

南港ポートタウン地区の管路輸送事業については、設備老朽化が著しいことや普通ごみ収集に比べ費用を要すること、ごみ減量・分別・リサイクルといった循環型社会形成に合わないことなどから、平成31年3月末に廃止し、真空式ごみ収集設備を整備し、令和4年4月から南港ポートタウン全域で収集を開始した。

ごみの収集作業にあたっては、平成8年4月から、おとしよりのみの世帯の方や障がいのある方の申し出により、当局職員が申し出者のご家庭まで伺い、ごみを収集するサービス「ふれあい収集」を実施している。また、「ふれあい収集」サービス利用者の方に対して、平成17年7月からサービス内容の充実のため、「声をかけても返事がない。」「お約束した日にごみが出されていない。」場合などに、ご希望により登録いただいた連絡先に安否確認していただくよう通知する、「安否確認通報サービス」を実施している。

平成17年2月からは、子どもからおとしよりまで、「誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくり」の実現のため、ごみの収集等作業が日常的に、市内全域で行われるという局事業の特性を活かし、事件などの早期発見に努めるとともに、犯罪を未然に防止すること（犯罪の抑止）を目的として、ごみ収集車等を活用した作業エリア内パトロール（巡視）を実施している。

粗大ごみの収集については、収集日を事前に周知し、年12回（おおむね月1回）の収集を行ってきたが、適正排出の促進やまちの美観保持の観点から、平成9年10月より「粗大ごみ」の定義を明確化するとともに、市内3区で申告制による粗大ごみ収集のテスト実施を開始した。

テスト実施を踏まえて、平成11年10月から新たに9区を加えた12区で申告制による粗大ごみ収集を行い、平成12年10月には全市域に拡大した。

さらに、粗大ごみ収集については、行政サービスの公平性を確保すること及びごみの減量を推進するといった観点から、平成18年10月から有料化している。

なお、粗大ごみ収集については、平成23年10月から5区において収集輸送業務を民間に委託し、さらに平成25年4月から17区に拡大、平成26年4月からは全市において委託している。

また、資源ごみ及び容器包装プラスチック収集については、平成27年4月から北区・都島区において民間委託を開始し、平成29年4月に西区・港区・大正区、令和2年4月に平野区、令和3年4月に淀川区・東淀川区・福島区・此花区・西淀川区、令和4年4月に住之江区・住吉区・阿倍野区・西成区、令和5年4月に旭区・城東区・鶴見区・天王寺区・東住吉区・中央区・浪速区、令和6年4月に東成区・生野区を加え、全市域において収集輸送業務を民間に委託した。さらに、古紙・衣類の収集については、平成27年4月から北区・都島区において民間委託を開始し、平成28年4月に西区・港区・大正区、令和

5年4月に淀川区・東淀川区、令和6年4月に旭区・城東区・鶴見区・住之江区・住吉区、令和7年4月に阿倍野区・西成区を加えた14区に拡大して収集輸送業務を民間に委託している。

また、普通ごみ収集については、平成28年4月から北区・都島区において収集輸送業務を民間に委託していたが、普通ごみ以外の収集輸送業務すべての民間委託化を進める方針に基づき、委託契約期間終了（令和5年3月末）をもって委託を終了し、令和5年4月から直営による収集に切り替えた。

古紙・衣類の収集や資源集団回収の支障となっていた古紙・衣類の持ち去り行為への対策については、平成29年4月から持ち去り行為等を「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」により規制するとともに、平成29年10月からは違反者に対して指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表するなど、厳正に取り組んでいる。また、平成29年9月に、大阪の古紙業界の健全な発展に資する団体である古紙流通安定協会と、協定を締結し、協働して持ち去り行為等の防止に向けた対策を講じることとした。

一方、収集作業用車両については、環境保全の観点から平成7年度から低NOx車を導入してきたが、窒素酸化物対策を一層推進し、自動車公害対策を総合的に推進するために改定された「大阪市自動車公害防止計画」に基づき、低公害車の積極的な普及を図ることとなった。

当局は、平成8年度から天然ガス自動車とLPG自動車各5台を実作業にテスト導入して、実用面での性能比較を行い、結果を踏まえて、平成10年度から天然ガスごみ収集車を本格導入した。また、車両の導入と併せて、天然ガス充填所の整備を進め、平成11年度末で2カ所を整備した。その後、平成19年度からはハイブリッド車（HV車）を導入し、平成28年度からクリーンディーゼル車を導入している。（令和7年4月1日現在、HV車、クリーンディーゼル車合わせて335台保有）

産業廃棄物については、昭和45年に廃棄物処理法が制定されて以降、社会情勢の変化に対応して数度の改正が行われ、大きな改正としては、平成3年に特別管理廃棄物の創設や委託した特別管理産業廃棄物の処理の状況を把握する「マニフェスト制度」及び産業廃棄物処理業者に対する許可期限の設定、廃棄物処理施設の設置許可等の制度が導入され、処理に際して委託契約書の締結義務が定められるとともに不適正処理事例に対する罰則が強化された。

平成9年には、廃棄物処理施設の設置に際して生活環境影響調査の実施、焼却施設からのダイオキシン類の排出規制及びマニフェスト制度をすべての産業廃棄物の処理に適用する等が定められ、平成12年には、産業廃棄物の多量排出事業者に対する処理計画の作成・実施状況の報告義務、マニフェストによる最終処分までの確認義務等が定められている。

平成9年、大阪府豊能郡美化センターから高濃度のダイオキシン類が検出されたことを契機に、ダイオキシン類問題が大きな社会問題となった。本市焼却工場におけるダイオキシン類対策については、平成2年度に厚生省（当時）より通知された旧ガイドライン並びに平成9年1月の新ガイドラインに基づき、完全燃焼の徹底等を図るために設備改造を行ってきた。平成9年8月の大気汚染防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の改正（平成9年12月施行）、平成12年1月のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、排ガス等のダイオキシン類の排出基準値が定められたため対策が必要な既設6工場（森之宮、港、南港、大正、住之江、鶴見）において、計画を定めて設備改造等のダイオキシン類削減対策工事を平成11年7月より実施し、平成14年7月末をもって完成した。

平成13年6月、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の早期適正処理を図るため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下、「PCB特措法」という。）が制定され、本市においても「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画」を策定し、計画の実施に際しては、国が関与する環境事業団（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社。以下「JESCO」という。）の行う事業に協力していくこととした。また、市民・事業者・行政の信頼関係に立脚した事業推進を図るため、学識経験者及び市民委員で構成する「大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議」（現大阪PCB廃棄物処理事業監視部会）を設置し、同会議を通じて情報公開に努めるとともに、事業の監視を行っている。

平成17年3月には「PCB特措法」に基づく「大阪市PCB廃棄物処理計画」を策定し、PCB廃棄物を確実かつ早期に適正な処理を図ることとしている。

市内で発生する産業廃棄物の不適正処理の対策を強化するため、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正して、産業廃棄物の自家保管の届出や土地所有者の責務を規定し、産業廃棄物処理施設等に係る手続き等を定めて平成16年10月から施行した。

平成23年4月には、建設工事に伴い生じる廃棄物について元請業者に処理責任を一元化、廃棄物処理施設の定期検査の義務付け等に関する改正廃棄物処理法が施行された。

平成24年3月には、産業廃棄物の「減量化の推進」「適正処理の確保」「市民・事業者・行政の連携・協働」を基本方針とする「大阪市産業廃棄物処理指導方針」を定めて、廃棄物処理法等の規定及びこの処理指導方針に基づいて産業廃棄物の減量化及び適正処理の指導等の取組を進めている。

平成26年6月には国のPCB廃棄物処理基本計画が変更され、JESCO PCB処理事業所の事業処理地域や処理完了期限等が変更され、これまで近畿エリアでは処理施設がなかった蛍光灯安定器等を平成27年度からJESCO北九州PCB処理事業所で処理することとなった。国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に伴い、平成27年12月に本市の「大阪市PCB廃棄物処理基本計画」を改定し、大阪府域におけるPCB廃棄物の処理期限内の確実かつ適正な処理を推進している。

平成28年度には「PCB特措法」の改正施行及び国の「PCB廃棄物処理基本計画」の変更が行われ、近畿エリアの高濃度PCB使用製品及び廃棄物は令和2年度末までに処分するように処理期間が定められた。

令和6年3月には高濃度PCB廃棄物のJESCO登録台数の処理が完了したものの、処理完了後に新たな高濃度PCB廃棄物が複数発見されており、これらはJESCO室蘭PCB処理事業所で処理することとなる。また、低濃度PCB廃棄物は、「PCB特措法」で定められている処理期間である令和8年度末までに処理できるよう早期適正処理に向けた指導を行っている。

平成25年に「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、平成28年4月から廃金属水銀等が新たに特別管理産業廃棄物に指定された。また、蛍光灯及び水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物については、平成29年10月から新たな産業廃棄物処理基準が追加施行された。

一方、国際集客都市をめざす本市において、まち美化対策の重要性が高まり、市民協力が得られにくい場所などの散乱ごみの処理や、市民からの要望に速やかに対応するため、平成元年10月に「美化機動隊」を発足させた。（当初10隊、平成6年10月に22隊に増設。）平成2年4月には「国際花と緑の博覧会」が開催されたが、街頭ごみ容器のデザインを景観によりマッチしたものに一新し、平成2年3月にターミナル周辺や主要な交差点、バス停留所付近を中心に街頭ごみ容器4,000個、同すいながら容器700個、平成8年2月には街頭ごみ容器1,000個、同すいながら容器300個を増設した。その後、ごみの適正排出を促進するため、平成21年度以降、使用状況を調査し、特に不適物の混入率が高いごみ容器については撤去するなど、街頭ごみ容器の適正配置と維持管理に努め、令和4年3月末に街頭ごみ容器の撤去を完了した。

また、市内主要河川の水面に浮遊するごみについては、河川事務所において清掃船で収集し、焼却処理等を行って「水の都」の名にふさわしい河川環境整備に府市連携して取り組んできたが、平成23年10月からは府市管理河川の清掃業務全般を民間委託により実施している。

平成5年度からは「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づく「ノーポイモデルゾーン（清潔保持推進区域）」を指定し、（社）大阪市シルバー人材センターの登録会員で構成するノーポイリーダーズによる同ゾーン内の巡回啓発を実施するとともに、マスメディアも利用したポイ捨て防止キャンペーンを展開してきた。その後、ノーポイリーダーズによる巡回啓発は一定の成果を得たため平成12年3月末に終了した。平成12年10月からは、大阪市廃棄物減量等推進審議会答申『『大阪市の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方』』についての答申（平成11年6月）を踏まえ、本市と覚書を交わした市民や事業者がノーポイモデルゾーン内の定期的な清掃や啓発を実施する「まち美化パートナー制度」を開始し、平成16年10月には全地域に拡大した。

平成7年11月には、国際都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりをめざして、「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」、いわゆる「ポイ捨て防止条例」を制定し、清掃ボランティアの活性化と美化啓発に努め、市民・事業者・行政が協力して市内各所を清掃するイベント「大阪一斉清掃」を平成10年度から実施し、平成23年度からは大阪マラソンとタイアップした「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を実施している。

路上喫煙対策については、平成14年に東京都千代田区が「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を施行したのを皮切りに、同様の条例を制定する動きが全国的に広がりを見せ、本市においても路上喫煙の規制を求める声が高まり、市会においても条例制定について議論が行われた。平成17年度には、健康、防災・防火、まちの美化の観点から、健康福祉局（現健康局）、危機管理室、消防局、環境事業局（現：環境局）の4局においてプロジェクトチームを組み、条例化についての調査・検討とともに、普及啓発活動を開始した。

平成18年度には、路上喫煙対策に関して広く市民の意見を求めるための市民アンケートや『路上喫煙の防止に関する条例(案)』骨子について』のパブリックコメントを実施し、市会の審議、議決を経て、平成19年4月に、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行した。同年4月には、「大阪市路上喫煙対策委員会」を設置し、委員会への諮問、答申を経て、同年7月に、御堂筋及び大阪役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年10月から、条例の違反者に対し、罰則（過料1,000円）を適用している。

平成20年度には、同委員会の答申に基づき、「禁止地区」以外の地域で、市民、事業者の活動団体が主体となって路上喫煙の防止活動を行い、その活動に大阪市が支援・協働する「たばこ市民マナー向上エリア制度」を開始し、現在、市内全域で70団体が路上喫煙防止の取組を行っている。

平成25年度には同委員会から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の答申を受け、新たな「禁止地区」の指定にあたっては区と連携して進めることになり、平成27年2月に、都島区京橋地域を「禁止地区」に指定した。さらに、平成31年2月に「中央区戎橋筋・心齋橋筋地域」、令和2年2月に「北区JR大阪駅、阪急大阪梅田駅周辺地域」「天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域」、令和3年4月に「中央区長堀通り地域」「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」を「禁止地区」に指定した。大阪・関西万博の「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という開催理念に照らして、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進するため、令和6年3月に条例の一部を改正し、令和7年1月27日から市内全域における路上喫煙を禁止した。

家屋や敷地内にごみ等を溜め込み、悪臭や害虫を発生させるなど、近隣の住民の生活環境に大きな影響を及ぼす、いわゆる「ごみ屋敷」について、本市においても問題解決や再発防止等に向けた取組について検討を行い、平成26年3月に「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」及び同施行規則を施行し、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等の居住者等に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することとしている。

大規模災害時には、がれき等の廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い通常の生活で排出されるごみについても通常通りの収集・処理を行うことが困難となるとともに避難所で発生するごみ・し尿問題など様々な課題が生じることが想定される。環境省においても、東日本大震災の被災地において大量の災害廃棄物が発生したことを受け、大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針を示した、「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）を取りまとめ、都道府県及び市町村へ災害廃棄物処理計画の作成を求めている。

こうしたことから本市では、「大阪市地域防災計画（震災対応編）」を補完するとともに、過去の教訓や指針の内容を踏ま

え、大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える事前の体制整備と発災時における災害廃棄物処理に関し、市が行う業務の基本方針を示すため、平成29年3月に「大阪市災害廃棄物処理基本計画【第1版】」を策定し、令和7年3月には第1版改訂版として、水害による被害想定を追加したほか、地震による災害廃棄物発生量や仮置場必要面積の見直しなどを行った。今後も、災害廃棄物処理に係る状況の変化に応じて、適宜見直すこととしている。

(3) し尿処理事業

江戸時代

し尿が農耕用肥料に使用された期間は非常に長く、江戸時代は専ら肥料として用いられていた。当時の本市のし尿くみ取りは、摂津各村の農民が任意に大阪三郷（北組、南組、天満組…市の区分）の住民と契約してくみ取っていた。その後明歴、万治の頃になって、急掃除（応急汲取）のため急掃除人（し尿仲買人）ができた。元禄の中頃に、彼らは河内農民とともに訴訟を起こし、その結果正式に河内農民にも大阪三郷のし尿くみ取りが許され、以来農民と急掃除人の手によってくみ取り処理されたが、くみ取り先の争奪や値段の決定等について依然として紛争が絶えず、町奉行所によって解決されていた。

以上のように、江戸時代のし尿くみ取りは農民が中心になって行い肥料として利用されたため、住民とくみ取り人との間に代償関係が存在し、当初くみ取り人はそれに相応する農産物を盆と暮に提供していたが、その後各戸の大便は家主の所得としてくみ取り人から毎年1戸当り一定の代価を徴収し、小便是各戸居住者の所得として居住者とくみ取り人の相互契約で銭または農産物と交換するようになり、この状態は明治時代まで続いた。

明治時代

明治時代に入ると、江戸時代の拘束的な旧慣を改めるため明治2年に布告が発せられ、全く自由契約でくみ取り、処分できることになった。しかし、当時も、し尿は有価物として農産物と交換され、依然として、し尿に対する衛生的観念はなかった。その後、欧米文化の吸収に伴う社会の進展につれ、幾分衛生的に取り扱われる傾向が見え、明治7年の伝染病の流行によって、し尿の衛生的処理の関心が急激に高まり、明治11年1月に至って屎尿汲取運搬概則が制定された。明治13年には、この概則を廃止し、新たに屎尿取締規則が制定され、さらに、明治20年に屎尿汲取運搬規則が制定、し尿のくみ取り方法および取扱時間等にまで細部に渡り具体的な衛生上の取締制限が明示されたが、依然としてし尿が有価物視されたことには変わりなかった。

明治22年に市制が施行され、創設早々の市会に築港の開設および水道施設の財源として、全市のし尿処分の権利譲渡を受けてし尿処理の市営化を図る建議案が提出され、種々討議がなされたが、時期尚早として不成立となり、し尿処理直営化は見送られた。その後、国内の衛生思想が普及向上し、明治33年3月に汚物掃除法が制定し、本市は義務事業として汚物の処理を行わなければならないようになったが、し尿はごみ等と異なり有価物として取り扱われてきた歴史的経過から同法には市の義務から除外する特例規定が設けられていたため、本市は従来どおり民間くみ取りに一任することとした。

しかし、処理の任意性は、日を経るに従って不規則なくみ取りによるし尿処理の停滞、伝染病患者のし尿の不適切処理等保健衛生上、社会風紀上の弊害をもたらすに至り、明治39年3月には市民有志が連名で本市に直営化要望の建議案を提出したため、本市は市営実施の計画を立て、その準備として、明治42年に内務大臣に汚物掃除施行規則による自由処分規定の改正を申請した。その結果、翌40年4月、同規則第22条に「土地ノ状況ニヨリテ地方長官ニ於テ必要ト認メタ場合ニハ市ヲシテ処分セシムヘシ」のただし書が加えられ、市営実施の途が開かれた。その後、明治45年にし尿市営処分案を市会に提出して可決され、具体的な実施方法・価格等の問題について大阪府農業会、府下各農会方面と折衝を続け、大正元年12月一応の成約をみた。利害関係の深い一部農民による府・市・内務省に対する市営阻止の陳情に遭遇したが、市は早期実現を期して府知事および内務大臣に市営許可を申請し、大正2年3月に許可を得た。しかし、市会において、し尿処理市営化は時期尚早であるという有志議員の意見提出により委員会附託され、種々討議の結果、大正2年4月からの実施が同年12月まで延期されることになり、さらに同年12月の市会で再度無期延期となり、内務省の認可も実現をみなかった。

大正時代

その後、第一次大戦の勃発を受けた産業経済の著しい発展に伴い、農村から都市への人口集中、市内耕作地面積の減少、さらに化学肥料の普及等によってし尿の価格は相対的に下落し始め、くみ取りが停滞して市内では有価物的性格をほとんど喪失するまでに至った。大正6年秋に府下北摂地域一帯が大水害で被災し、し尿のくみ取りが不可能となった影響で、衛生上看過できない状況となり、本市は非常手段として同年11月よりくみ取り業者と特別契約を結び、市民の申込みによって応急くみ取りを無料で実施した。この応急くみ取りは12月中旬目的を達成したが、し尿需要の減退によりくみ取りの停滞が再び甚だしくなり、従来一定の代価を支払ってくみ取っていた農民や業者が反対に料金を請求するようになった。支払わない民家はくみ取らず、くみ取りの停滞は増加するばかりであったので、市民は市営即時断行を要望し、本市は世論を背景にし尿処分市営調査委員会を設置して、くみ取りおよび最終処分の根本的解決を図るべく研究を行ったが、しばらくは民営に委ねることとした。その後大正7年秋に、農民くみ取りが農繁期により停滞し、市は農業会と交渉を続けたが妥結に至らなかったため、大正9年9月にし尿処分市営調査委員会を開催して協議し、市が停滞に悩む市民の要求によって有料くみ取りを行い、適宜処分することが、同年12月の市会において可決され、10年6月から市民の申込によって応急有料くみ取りを開始した。当初くみ取り料金は一荷20銭であったが、同年12月より一荷10銭に改正したところ、停滞に苦しむ市民は喜んでこの制度を利用し、業績は一時著しい増加傾向をたどったが、大正14年を頂点に減少に転じた。また、大正11年に兵庫県津名郡飯屋（淡路島）にし尿を原料とする硫酸アンモニア工場を建設して1日180キロリットルのし尿処理を行ったが、市販の硫酸アンモニアの豊富な供給により採算が取れず、試験操業を行ったのみで15年に閉鎖した。

昭和時代（終戦まで）

し尿有料汲み取りは、大正14年頃をピークにして以後、僅かな期間無償となったが再び有償時代になった。これは各戸がくみ取り人にくみ取りをさせる場合であって、需要地の農村は搬入すればなお相当な値に売却することができた。昭和3年頃からし尿の売買は低落の徴候を示したが、経済界の不況を反映してくみ取りは一応安定した状態にあった。

一方、国は保健衛生行政を前進させるため、昭和5年5月に汚物掃除法を改正し、し尿処理事業を原則として市の義務とし、その裏付けとして市の手数料および使用料の徴収権を認め、さらに掃除監視吏員の設置を強制したが、地方長官が特別の事由を認めた場合には、掃除義務者に処分義務を課するように例外規定が設けられた。法律改正に伴い、本市はし尿処理義務の問題について慎重に協議を重ね、即時市営の断行はくみ取り業界の混乱を招き、補償問題、失業問題等数多くの困難な政治問題を惹起する恐れがあるうえ、全市完全実施には多額の市費を要するので市営化は延期を要するとし、昭和5年11月に市営処理除外を府知事に申請し、許可を受けて当分の間従来どおり掃除義務者に処分を委ねることとした。

その後、し尿くみ取り業者は年毎に増加し、競争環境にあったため、くみ取りの停滞がなくなり、市営応急くみ取りの規模を縮小した。しかし、農村需要が減退の一途を辿ったため、販路の拡大が必要となり、一部業者においては昭和6年に約10台の自動車を購入して遠距離輸送を実施したが、くみ取り日量1,170tを完全に消化できず、河川、農耕荒地、住宅予定地、池等への不法投棄が増加した。本市はこれに対処して輸送と最終処分を根本的に是正し、あわせて農村の経費軽減を図るため、府市共同作業で昭和12年9月から最終処分受託事業を開始し、有料で本市がくみ取り業者の委託を受けてし尿を直接処分することとした。この受託事業の開始を受け、従来、自動車で農村輸送を行っていた業者から本市に対し、既得権の尊重について再三、善処するよう要望を受けたので、双方交渉の結果、業者所有自動車19台を統合して「大阪し尿自動車処理会」を設置し、本市は当処理会と輸送契約を結び、くみ取りし尿の農村輸送を担当させた。

間もなく日中戦争が勃発し、食糧増産が叫ばれるようになると化学肥料の生産不足が絡み、これまで消化難であったし尿は貴重な肥料として農村から増配が強く要望されるようになった。そして、労力と資材不足による作業の合理化と多数にのぼる業者の指導監督を強化するため、昭和15年12月に府令をもって尿尿汲取営業取締規則が制定され、従来ばらばらであった各業者は、警察管区ごとに組合を結成して統一作業体を組織した（全市31組合）。さらに、翌16年5月に統制連合体として大阪府清掃業組合連合会が結成され、府令公布とともに従来の「大阪し尿自動車処理会」は発展的に解消して興農運送株式会社と改称し、ここにし尿処理の基盤が確立されるに至った。

ところが、戦争の長期化に伴いし尿処理事業は制約を受け、昭和16年には再びくみ取り停滞と不法投棄の問題が市内各所に生ずるようになった。そのため、本市はし尿くみ取りの市営断行を決定して、昭和18年2月に大阪市尿尿汲取手数料条例を制定し、翌3月に市営実施区域と実施時期について府告示のうえ、同年4月から大阪市の義務事業として請負制によりくみ取りと処分を開始した。当時の市営化区域は、比較的農地に近い周辺部を除く都市部の30%に及んだ。

その後、太平洋戦争の激化に伴う労力および機材の不足により、昭和19年当初からし尿の一部を下水管に放流処分する非常措置をとり、処理の円滑を期した。これにより操業のできない自動車が多くなり、請負業者の欠損が多額にのぼったため、本市は1車に1か月750円の補償金を支払った。

昭和時代（終戦後）

終戦直後の国内情勢の窮迫により、し尿の自動車輸送開発の見通しがつかなかったため、自動車輸送の民間委譲を決定し、昭和21年2月から市営を一時中止して、興農運送株式会社自由に運送を行わせることとした。また、農村は肥料入手難のためにし尿の公平配給を強く要望したので、し尿の配給統制を行うため府市関係者、業界代表、農民代表からなる「大阪し尿処理対策協議会」を21年4月に設置した。6月に「大阪府尿尿農地配給統制規則」が公布されたのに伴い、「大阪府し尿農地配給協議会」に改組し、し尿の市郡別割当、輸送伝票および鑑札の発行、輸送価格を決定した。

一方、し尿が農村において高価に引き取られるにも関わらず、市が有料収集（人頭1円）を行うのは不当であるという世論が高まり、本市は22年6月から市営区域収集を無料とした。しかし、市営区域外収集は有料制であったことから、両者間に不均衡が生じ、全市域を市営化する必要に迫られたため、同年7月から全市市営の無料収集制を実施することになった。

その後、地方自治法の施行に伴い、「大阪府尿尿農地配給統制規則」は23年6月「大阪府配給条例」に改められ、「大阪府尿尿農地配給協議会会則」も「大阪府協議会規定」と改められた。当時のし尿収集は、本市と清掃業組合間に請負契約を締結し、その補償として人頭55銭程度の交付金を支給して順調な収集が行われ、配給面は協議会が中心機関として自動車等によって処分された。

昭和24年に入ると農村に化学肥料が普及して肥料事情が好転し、これに加えて農産物の価格が下落したため、し尿の農村需要が減少し、次第にその販路が狭小となった。本市はこれに対処すべく、従来から実施してきた下水投入処分を強化するため下水流注場4か所の建設計画を進め、24年5月に西浜流注場を開設し、翌25年度には天満・小田町・新家の3流注場を開設した。さらに、最終処分対策として各家庭のくみ取り式便所を水洗式に改める計画を立て、完全下水処理区域をくみ取り便所制限区域に指定し、新築家屋の便所は全て水洗式とすることとし、その促進策として、公道部分の連結管工事費を市負担として積極的な宣伝と啓発を行った。その後、26年4月から土木部の事務として移管した。

戦災の復興、人口の都市集中によるし尿排出量の激増と農村還元の減少は、し尿処理経費の増大を招き、本市の財政事情を圧迫したため、やむを得ず昭和27年1月から従量制による手数料を徴収することとなった。その徴収方法は、1たる(27リットル)10円の処理券の発売による徴収とし、義務外である官公署等の取扱については従来どおり見込みによる所定の手数料を徴収した。しかし、この従量制は実施上の課題があり、29年11月から人頭定額制およびこれにより難しいものについて

は従量制を併用する徴収制度改正した。また、先に農村還元の円滑を期して設置した「大阪市し尿農村配給協議会」は期待通りの成果がなく、し尿の配給規制の必要もなくなったので27年7月に廃止された。一方、処分面においては、し尿排出量の激増、農村需要の減少に伴い下水流注も能力の限界に達したため、27年7月から海洋投入処分を開始し、し尿の最終処分を農村還元・下水流注・海洋投入の3本建てとした。

昭和30年4月、近郊6か町村が編入されたが、旧町村のし尿収集制度を考慮して、茨田町・長吉村・瓜破村の民家および官公署等の一部を直営収集とし、他の加美村・巽町・矢田村の大部分は業者収集とした。また、し尿を電気によって殺菌し、衛生的化学的処理を行うため、31年2月に電気処理テストプラントを設置し、関西電力、京都大学、衛生研究所および衛生局(当時)等と共同研究を行ったが、所期の目的を達せないまま33年3月に研究を終了した。

昭和31年11月には厚生省(当時)がし尿処理要綱を発し、東京湾、大阪湾内のし尿の海洋投入を34年度中に禁止する方針を打出したので、本市はこの対策として阪神都市協議会でこの問題を採り上げ、遠洋投棄を計画・検討したが、実現には至らなかった。これと並行して、し尿消化槽の研究開発を市立衛生研究所に委嘱して研究を重ね、さらに京都大学の協力を得て具体化する予定であったが、諸般の事情から計画を変更し、し尿の処理は専ら水洗処理によることとし、土木局(当時)において下水処理場の増設に本格的に取り組むことになった。

また、収集作業を衛生的、能率的に行うため、直営地区では31年度から、請負地区では33年度からバキューム車の導入を進め、従来の肥桶でくみ取ったし尿をタンク車に移し換える作業方式からバキューム車によりホースで直接吸い込む作業方式に改善することに努め、その後数年で全市域のバキューム化を完了した。

土木局(当時)における下水処理施設整備計画の進捗に伴い35年5月に中浜東処理場が通水し、翌36年8月に同処理場内に消化槽を設置した流注場が完成したため、海洋投入を陸上処理に切り換え、37年3月限りで海洋投入を廃止した。この結果、本市の最終処分は一部農村還元を除きほとんどを下水流注に依存することとなり、衛生処理率は90%を超えた。その後、市内周辺部の市街化に伴いし尿の農村需要は年々減少したが、都心部に位置する流注場の郊外移転が付近住民から要望され、本市は海老江(42年9月)、住吉(43年8月)に消化槽を建設し、その本格稼働とともに懸案の小田町流注場は44年2月をもって閉鎖した。

一方、し尿の収集輸送作業はほとんど請負業者により実施しており、30年度までは直営収集量は僅かに2%に過ぎなかったが、昭和30年頃から請負地区で労働問題が発生し、くみ取りスト等が行われて市民に多くの迷惑がかかるようになり、直営化の要請が高まってきた。そのため、34年7月に輸送請負団体である大阪府運輸農業協同組合連合会、同年10月に興農運送株式会社との契約を解除するとともに、33年4月に南区全域、35年10月に西区の一部の収集作業を本市に引継ぎ、37年10月には市の中心区7業者との請負契約を解除するなど、中心部の水洗処理区域から漸次直営くみ取り地区を拡大してきた。その後も40年4月に港区を直営化し、43年4月に4業者、44年4月に5業者、45年4月に3業者、46年4月に1業者、47年2月に2業者、48年4月に1業者、49年4月に1業者とそれぞれ本市に引継ぎ、50年4月の2業者の引継ぎにより収集業者29、輸送業者2の直営化は全て完了した。

その後、本市における下水道の普及はめざましく、建設省(当時)の下水道整備5か年計画に基づく本市の下水道整備計画の推進により、市域のほぼ100%近くが下水道処理可能地域となるに至り、し尿の収集量も36年度をピークに減少した。一方、そのためし尿処理手数料は財源として期待できなくなり、また手数料徴収事務の非効率化および市民からの要望もあり、48年1月をもってし尿処理手数料を廃止した。

なお、昭和63年5月からし尿収集輸送業務を(財)大阪市環境事業協会に委託した。

平成から現在

本市では下水道の整備、水洗便所の普及により、し尿くみ取りの対象家屋は、毎年減少の一途を辿り、令和7年4月現在では中央区をはじめとする17区が水洗化100%となり、残存くみ取り戸数は市内全戸数の0.00001% (22戸)となっている。

し尿の収集輸送業務については、平成5年4月から民間業者に委託している。

(4) 胞衣汚物等処理事業

明治時代

胞衣汚物は、古来各地方によって種々異なった習慣で処理されてきた。本市の周辺地区における習慣は自宅の邸内に埋没して処理するものであったが、明治19年7月に邸内に埋没することが禁止され、墓地または人家から隔絶したところで焼却または埋没しなければならなくなった。このため胞衣汚物取扱を業とする者が現れ、ここに胞衣汚物取扱営業の端緒がみられる。

翌20年には大阪産婆会が結成され、産清社を設立し、産婆を通じて胞衣汚物の取扱業を開始したが、当時この利用者が少なかったので間もなく廃業せざるを得なかった。その後、2、3の取扱業者も生まれたが、いずれも不成功に終わっている。

その後、明治33年9月に大阪府令「胞衣汚物取締規則」が公布されて、この事業には府の許可が必要となった。この府令公布と同時に、大阪胞衣取扱所と永続合資会社が許可を受け、市内およびその周辺地区の胞衣産汚物の取扱いを開始し、北野衛生組合が北区一円の取扱いを実施した。ところが、これらの業者の施設および取扱方法は極めて非衛生であるうえ法外な料金を徴するものであった。

本市は対策として胞衣汚物取扱事業の市営化を計画し、明治42年2月に大阪胞衣取扱所と永続合資会社の営業権、機器等的一切を買収し、同年11月に北野衛生組合の胞衣取扱を廃止させ、全市の胞衣汚物の取扱いを直営事業とした。しかし、当時、市域周辺部の東成・西成両郡の業務実施が困難であったため、両郡に属する営業権を私人に移譲し私営に移した。

市営開始当初、西区阿波座1丁目に事務所を設置して、全市を12区域に分け、肩引車によって収集し、埋設場（東成区天王寺村字天王寺経立[3,482m²]）に埋設、あるいは西区福崎町の焼却場を仮の焼却消毒場として焼却処分を行った。胞衣汚物の取扱いは、特等・上等・中等・下等の4等級にわけられ、中等以上はそれぞれ埋設場所を区別して標木を建て、特等は、10年間、上等5年間、中等は2年間これを保存し、保存期間経過後は埋設場内の胞衣塚に合祀して毎年1回大祭を執行したが、下等は合わせて埋納するだけで特別の保存を行わなかった。また、汚水は天王寺および長柄葬儀所墓地内に設けた埋設坑で処理した。

明治43年9月に、焼却場の東側に胞衣汚物消毒場を新設して下等汚物を焼却処分することとしたが、間もなく同消毒場に消毒洗浄場を設けて汚物を消毒し、ぼろとして売却することにした。

大正時代

ついで大正2年2月、従来埋没していた汚水を蒸気消毒のうへ放流する方法に漸次改善を図った。しかし大正4年、汚物処理場の敷地が大阪府の尻無川改修工事施行地域に編入されたため、5年5月に南恩加島町に新築移転を行い木津川消毒加工場（のちの木津川事務所）として発足した。さらに大正10年12月に増築し、13年には収集作業に肩引車のほか自動車を採用した。翌14年4月に市域に編入された西成・東成の両郡の私営に委ねられていた営業権を買収し、同年9月から全市を統一して市営とし、新市域を7区域に分割して自動車7台で、旧市域12区を肩引車12台で収集した。

昭和時代（戦前）

昭和3年4月、胞衣汚物の加工再生面において、従来の洗濯後消毒を改め、薬品精練漂白方法の採用により、再生可能の領域が拡大し売却量も増加した。また、同年6月には阿波座事務所を改築し、さらに横堀川を隔てた対岸に汚物運搬車置場を建設したが、これを機会に同置場と木津川消毒加工場間の汚物の運搬を従来の手漕船から石油発動機船に切り換えた。その後間もなく、自動車に小型自動車に切り換え収集作業の効率化を図った。

その後人口の増加による取扱件数の増加に伴い、処理工場を増改築・改善し、13年1月に完成させた。これと同時に、天王寺埋設場にあった胞衣塚を同加工場に移転して胞衣埋没の標木保存期間を短縮した。

また、日中戦争の影響による物資不足緩和の一助として、本市関係の各病院用の精製脱脂綿の再生を計画して設備を新設したが、16年5月、医薬品統制規則の施行により中止を余儀なくされた。さらに、従来から当事業の主要財源であった自由競争入札による再生品の売却も、14年4月には大阪地方の最高販売価格の府告示によって抽選入札となり、繊維屑配給統制規則により販売先の指定ならびに購入価格の決定、再生産用薬品の割当等によって収入面に打撃を受けた。本市は解決策として、16年1月に汚物取扱料金種別の新設、さらに17年5月に洗浄機を新設し事業の円滑な運営に努めたが、業績は低下する一方であった。また、収集自動車の割当燃料の不足から自動車収集を肩引車収集に切替える計画を立てたが、20年の大空襲により機材置場の全焼、収集機材の大半焼失、水道本管の破壊という大被害を受け、やむなく事業閉鎖のまま終戦を迎えた。

昭和時代（戦後）

終戦直後は人口の激減により収集件数も少なく、全市を4区域に分け手引車により細々と収集作業を続け焼却処分する中で、昭和20年12月から再生産処理を再開した。その後、薬品の入手難、電力不足による停電に苦慮しつつ漸次再生産量を増加したが、作業機械および施設の老朽と販売統制に制約され、数次に渡る取扱手数料の値上げに関わらず収支の均衡はとれなかった。そのため、22年12月、ぼろ類の受託消毒を実施して増収を図ったが効果がなく、23年3月製造方法を改め代用綿

の製造を開始して初めて収支の均衡が得られるようになった。同年10月に故綿類の販売先の指定が廃止され、さらに24年9月にぼろ故綿類の公定価格の廃止により、戦中戦後10余年を経てようやく自由販売価格に復帰した。

昭和22年10月には、明治32年に発令された大阪府胞衣汚物取締規則は政令により廃止、約10か月の空白期間をおき翌23年10月に新しく大阪府産汚物等取締条例が制定され、従来の営業区域と業者数の制限が撤廃された。これにより、市営の胞衣汚物取扱業の許可を得て、収集処理の営業を開始するものが現れた。

当事業の取扱件数は増加傾向にあったが、24年度の処理件数をピークにして民間営業の開始と生産率の低下により、収入とともに漸減した。しかし本市としては、当事業が市民サービスの性格を持つところから、収集手数料の値上げよりも再生加工事業の拡大による増収を図ることとし、30年9月から新しい化学薬品を使用して脱脂綿の品質改良に着手したが、再生故綿の需要が年々減少し、さらに人件費が増大したため収支が全く釣り合わなくなった。そこで、汚物の選別、漂白、脱水等の作業が非衛生的な点も考慮して再生加工事業を廃止することとし、41年4月、焼却炉2基の完成稼働とともに全量焼却処分を開始し、43年4月に木津川処理場と名称を変更した。

また、し尿関係の業務を担当していた玉出出張所の廃止(39年2月)に伴い、同出張所を胞衣汚物関係の事務所として使用することとし、39年3月、阿波堀事務所(出張所)の位置及び名称を変更し、玉出出張所として開設することとした。

当時、産汚物の取扱件数はほぼ横ばいの状態にあったが、その後、犬・猫等の死体の取扱件数が増加したため、火炉の焼却能力は限界に達した。そこで、49年5月、木津川処理場に新鋭焼却炉1基を新設するとともに、51年1月には悪臭防止の再燃焼装置を設置し、公害防止面の設備の充実を図った。

一方、胞衣汚物処理の手数料については、取扱件数の増加があっても関わらず、高度経済成長の物価上昇の影響で、51年4月、56年4月の二度にわたり値上げをしたが、収入は思わしくなく、さらに手数料を値上げして対処する必要が生じ、60年4月(胞衣手数料のみ)と61年4月に手数料を改定した。

平成から現在

前回の手数料改正後6年間、手数料は据え置いたままだったが、消費者物価の上昇等社会経済状況の変化に加え、平成3年10月の廃棄物処理法の大幅な改正により、処理手数料について、排出者の適正な費用負担の原則が盛り込まれたことも踏まえ、平成4年4月に手数料を改正した。また、胞衣汚物及び飼い犬・猫等の死体の処理については、玉出出張所が収集を担当し、木津川処理場で処理を行ってきたが、木津川処理場の老朽化に伴う建替え整備とともに事業の円滑な運営を図るため、平成8年8月1日玉出出張所と木津川処理場を統合し、名称を「木津川事務所」と変更して開設した。

なお、木津川事務所の整備にあたり、1時間当たりの処理能力が85kgの回転式炉2炉と、90kgのバッチ式1炉を新設した。

平成24年4月からは、一層の効率化を図るため、収集業務を環境事業センターに移管し、焼却処理業務は引き続き木津川事務所で実施することとした。

しかしながら、木津川事務所は設備の老朽化が著しく、さらに、焼却灰の処理設備の一部を供用していた大正工場が平成25年度末で閉鎖することになったため、平成25年度末をもって廃止することになった。木津川事務所の廃止に伴い、本市における胞衣汚物処理事業及び、事業系の動物の死体処理事業を廃止し、平成26年度から民間へ移行した。

なお、道路上のへい死動物は無料で、家庭で飼育されていた犬・猫等の死体は有料で、環境事業センターが収集しており、収集後の処理については平成26年4月から民間業者へ委託している。

(5) 埋火葬事業

江戸・明治時代（市営開始以前）

本市における古代の墓地は、古墳の最盛期に築造されたとされる茶臼山・帝塚山があるが、そのほかに古代の墓地らしいものは見当たらない。また、火葬は仏教の伝来にともなって行われるようになり、大化2年（西暦646年）、孝徳天皇のころから盛んに行われるようになったが本市における史実は明らかでない。

江戸時代の貞享・元禄時代から明治初期にかけて、梅田・千日・小橋・鳶田・浜・吉原・加茂の7か所にだび所（火葬場）と墓地があり、これを「大阪の七墓」と称していた。ここでは、常に葬儀に必要な器具を備えつけて、大阪三郷およびこれに近接する村落の火葬を行い、式場の飾り付けその他葬儀に関する業務を取り扱っていた。一方、葬具類の賃貸・販売を営業する色屋と称する業者も存在していた。しかし、これらは他人の不幸に乗じて法外な利益を貪るので、その弊害は甚だしく、当時これに対する非難も少なくなかったようである。

大阪府では、このような弊害を除去するため明治6年7月に火葬禁止令を発するとともに、東成郡天王寺村字奥経立に8町3反3畝18歩、西成郡長柄村字毘沙門堂に5町1反3畝17歩、西成郡岩崎町新田字船屋敷に1町3反2畝14歩、併せて14町7反9畝19歩（約1,480a）の埋葬地を新設し、一部の寺院に埋葬する場合または一方の配偶者がすでに埋葬してある傍らに片方の配偶者を後葬する場合を除き、この新設墓地に埋葬することとし、原則として、旧墓地に埋葬することを禁止した。これらの墓地は府が管理し、埋葬規則を設けて上・中・下の3等級に分けて料金を定め、天王寺・長柄の2か所には別に等外地を設けて変死者または囚人の死体その他生活困窮者の死体を埋葬していた。

明治8年5月、火葬禁止令が解除され、私人8人がそれぞれ火葬営業を出願した。府はこれらに対し共同経営を勧告したため、業者は共同で前記3埋葬地のうちそれぞれの一部1町6反1畝6歩（約161a）の払下げを受けて火葬場の建設に着手した。名称は当初八弘舎としていたが、後日これを八弘社と改称した。また別に前記埋葬地の残地域についても、さきに府から払下げを受けていた者から譲り受けて使用することとなり、埋火葬を兼営して9年から事業をはじめた。同社は明治15年7月、その組織を資本金7万5千円の株式会社に変更、名称を大阪八弘株式会社に変更した。その後、明治38年5月に賠償増資し、同年10月には浦江火葬場および墓地を買収し同社の経営に移すなど順次事業の拡張をはかり、埋火葬に対する住民の需要に応じてきたようであった。

しかし、埋火葬事業は本来公益的性格を持つものであり、公共団体が経営するのが妥当であるとの見地から、本事業の改善向上を図るため市営に移す計画を立て、明治40年2月に同社の営業権及び動産・不動産の全部を買収し事業を継承した。

大正時代

買収当時の葬儀所（火葬場と礼祭場（斎場）を併置）と墓地は、天王寺・長柄・岩崎および浦江の4か所であった。天王寺53基、長柄36基、岩崎40基、浦江26基併せて155基の火炉を有して事業を運営していたが、その後大正2年6月、西区小林町に火炉51基を備える小林葬儀所を新設し、同年7月には北区上福島に礼祭場のみを設けた福島葬儀所を建設した。一方、葬儀所付近の市街地化に鑑み、翌大正3年3月に岩崎葬儀所を、同5年3月に浦江葬儀所をそれぞれ廃止するに至った。

葬儀における礼祭場の設備は、大阪八弘株式会社から継承後も必要に応じて改良を加えてきたが、第1次大戦時の好況に伴って一般に贅沢な気風が生じ、喪家はいたずらに巨費を費やし、寺院で葬儀を行って華美を競う傾向にあった。本市はその弊害を防止し、あわせて質素で荘厳な葬儀執行の美風をおこすため、大正9年7月、天王寺葬儀所内に千人余の会葬者の収容能力のある大斎場（当時は、式場を斎場と称した。）を新設した。また、礼祭場と火葬場とを分離することは、喪家にとって不便であったので、礼祭場だけを有する福島葬儀所は利用者が漸次減少し、大正12年3月廃止した。これを機会に同年7月から祭壇飾り付けは市営で行うことになった。

この間、市勢の伸展・人口の増加に伴って、各葬儀所とも火炉の不足が生じ、長柄・天王寺両葬儀所に各数十基の火炉を増設して対応した。しかし、従来の火炉はすべて薪炭炉で、明治10～12年におけるコレラ、大正7～9年の流行性感冒といった伝染病の流行等により一時多数の死者が生じた際には、火葬能力および公衆衛生上の観点から著しく不十分であった。そのため、本市では火葬能力と設備の向上を目的として種々研究を重ね、重油火葬設備を有する火炉を建設することとし、本市の西北部の発展に対処するため、大正15年9月、此花区春日出町に鉄筋コンクリート建重油炉22基を有する春日出葬儀所を建設した。

また、大正14年4月の市域拡張に際し、新たに旧町村有の火葬場および墓地数十か所を継承したが、市有または市の一部有となった火葬場はいずれも設備が不十分なうえ各地に散在し、公衆衛生その他公共の福祉の観点から整理統合する必要があったため、大正15年6月、松原葬儀所を新設して、住吉区田辺方面の火葬場4か所を整理した。

一方、明治40年2月買収当時の墓地については、天王寺(23,394坪)、長柄(9,986坪)、岩崎(2,284坪)、浦江(696坪)の4か所で、その面積はあわせて36,360坪(1,202a)であったが、その後所在地付近の発展に鑑み、明治43年3月に岩崎墓地を、大正5年3月には浦江墓地をそれぞれ廃止した。また、長柄墓地のうち3,740坪(約124a)も、大正2年3月、将来墓地として存続していく必要がないものとして売却のうえ縮小した。

昭和時代（終戦まで）

その後も本市は葬儀所の整理統合を推進し、昭和5年7月には住吉葬儀所を整備して、その周囲にあった6か所の火葬場

を統合するとともに、6年度には失業救済事業として、平野・寝屋川・西淀川方面に散在する火葬場の整理統合に着手した。まず、7年10月、住吉区平野野堂町に平野葬儀所を竣工し、ついで8年2月に旭区放出町に鉄筋コンクリート建重油炉10基を有する寝屋川葬儀所を、翌年には西淀川区佃町に寝屋川葬儀所とほぼ同様の鉄筋コンクリート建重油炉10基を有する佃葬儀所をそれぞれ新設して、いずれもその付近に散在する火葬場を廃止した。

また、長柄・小林両葬儀所は建設後相当の期間を経過したため施設が老朽化し、設備も不十分なうえ、長柄葬儀所は、昭和9年9月の風水害により甚大な被害を受けたため、13年6月鉄筋コンクリート建重油炉30基、予備炉(薪炭炉)3基を有する施設に建替えた。同時に場内の一画には、会葬者300名以上を収容できる鉄筋コンクリート建の大斎場を建築した。なお、本葬儀所の建替えに伴い、11年12月、旭区方面に散在していた市の一部有火葬場8か所を廃止した。一方、小林葬儀所も、13年3月、鉄筋コンクリート建重油炉23基、予備炉(薪炭炉)6基を有する施設に建替えた。これらの施設は、いずれも従来の陰うつな感じを排して、荘厳ななかにも明るい近代的様式を取り入れており、傷心の遺族をできるだけ慰安するよう工夫されていた。

このようにして、本市は第2次市域拡張以来、市有及び市の一部有の葬儀所43か所を整理し、同時に火炉および葬儀施設の近代化を促進して、11か所の市営葬儀所(うち2か所に大斎場を併設)、215基の火炉(うち重油炉95基)を有することになったが、日中戦争の長期化に伴って、燃料使用に極度の制限を受けたため、各葬儀所の重油炉を廃止して再び薪炭炉に改装しなければならなかった。

なお葬儀所の名称については、昭和5年8月天王寺葬儀所を阿倍野葬儀所と改称したが、その後15年4月大阪市立葬儀所条例(大正5年制定)を大阪市立斎場使用条例に全面改正した際、「葬儀所」を「斎場」と改めることとした。さらに18年4月には、本市の行政区の再編を契機に長柄斎場を北斎場とし、これに対応して阿倍野斎場を南斎場と名称変更した。

埋葬事業については市域拡張の際、旧町村有の群小墓地を継承し、その後も市の一部有墓地で寄付を受けたものがあつたが、これらの群小墓地は、付近住民以外の使用が少ないうえ、ほとんど供用されていた。一方、立地や交通の便等の関係で、面積の比較的大きい天王寺墓地や長柄墓地に一般の需要が集中し、次第に使用余地の少ない状態にたちいたつた。天王寺・長柄両墓地を除いて、いずれの墓地も用地が狭小なうえに、概して人口密度の高い市街地に存在し、管理も十分でなかったため、公衆衛生、宗教上の観点から移転整理が必要となつた。

そこで本市では、墓地に対する市民の新しい需要に応えるとともに、市内にある群小墓地の移転改葬を目的として、市の北部豊能郡熊野田村(現在、豊中市広田町)に52,400坪(173,200m²)、南部の中河内郡瓜破村(現在、平野区瓜破東)に60,200坪(約199,000m²)の土地を選定して、市の南北に公園墓地の新設を決定し、昭和3年5月内閣の認可を得、翌月都市計画決定の市長告示を行った。9年に実施計画を策定し、数回にわたる改訂を経て、昭和13年から都市計画による3か年継続事業として、中河内郡瓜破村に約206,500m²、豊中市に180,700m²の墓地造成に着手、瓜破霊園は15年5月に、服部霊園は16年4月に竣工して直ちに供用を開始した。

なお、昭和15年5月には大阪市設墓地使用条例(大正4年制定)が大阪市設霊園条例に全面改正され、「墓地」の名称が「霊園」に改められ今日に至っている。

また、瓜破、服部両霊園の完成を機に、16年2月に瓜破霊園内、翌17年8月に服部霊園内に、納骨堂を設置した。

昭和時代(戦後)

斎場については、戦後早々から電気炉の採用を計画し、昭和21年5月にまず試験的に北斎場に2基設置、以後南斎場に8基、北斎場に12基をそれぞれ設置して操業を続けたが、電力事情の悪化、故障の多発等のため、いずれも26年10月に休止し、再び薪炭炉に改装した。その後、28年12月、佃斎場に重油炉6基を復活使用したところ、燃料が安いうえに、即日遺骨の引渡しができる喪家にも便利であるなど好評を得たので、30年1月、北斎場に15基、33年10月に小林斎場に5基、36年3月に寝屋川斎場に4基設置した。

一方、春日出斎場は戦時中の空襲により全焼したため23年10月に廃止し、松原斎場も付近の発展に鑑み、環境衛生上の見地から25年4月に閉鎖した。

また、南斎場は、戦災や台風によりしばしば被害を受け、その都度応急的に修理したが、火炉および施設の老朽化が著しく、早急に全面的改修の必要に迫られていたが、同斎場の周囲が商店街・住宅街として発展してきたため、付近住民から移転の要望が強まってきた。そのため、市周辺部へ住吉・平野両斎場とともに統合移転するため、瓜破霊園内の敷地(30,000m²余)に最新式の重油炉設備20基をもつ近代的斎場を建設し、32年3月に竣工した。この瓜破斎場は、32年4月から供用開始し、以来多数の市民の利用に供している。

なお、30年4月の6か町村編入の際継承した加美斎場は施設が老朽化し、その利用者はほとんど旧加美村居住者に限られたうえ、加美地区の住民も瓜破斎場を利用するようになったため、39年12月に業務を停止し、41年4月に廃止した。また、大正14年の市域拡張により引き継いだまま存続していた大道斎場は、荒廃により、昭和38年11月に廃止した。北斎場についても、大斎場の年間の利用件数が少なく、瓜破斎場だけで需要に対応できたため、大斎場のみ40年9月に廃止した。

斎場施設周辺は日本経済の発展と人口の増加により急速に市街地が形成されていったため、これに伴い施設を抜本的に改善し近代的葬務施設として整備する必要が生じてきた。そこで48~49年度に、瓜破斎場の新館火室(火炉10基)および遺族休憩所・事務所棟を新築するとともに、既存の建物の内外装替えおよび公害防止設備を設置した。瓜破斎場の公害防止設備はさらに改造を加え、新館が61年7月に旧館が63年11月にそれぞれ整備を完了した。また、北斎場については、50~52年度で火室・式場を大幅に改修するとともに、遺族休憩所・事務所棟を新しく鉄筋コンクリートで建替え、58年度に公害防止設備を改造した。小林斎場についても、53年度より改築工事を開始し54年5月には火室本館を竣工、55年8月には式場の供用

を開始した。さらに、その他の斎場についても改修工事を進め、56年5月に寝屋川斎場、57年3月に佃斎場の整備を完了した。

一方、式場については、使用時間帯はすべて昼間に限られていたが、住宅事情の変化などもあり、お通夜のため夜間に使用できるよう地域住民から要望されるようになった。このため、斎場の一連の整備事業を契機として検討を重ね、57年12月から小林および北斎場、58年4月から佃斎場、63年4月から鶴見斎場において式場の夜間供用を開始した。

また、大正9年に建てられた南斎場の式場は、老朽化が著しく、60年2月、供用を休止した。

なお、寝屋川斎場については、寝屋川市立の斎場と混同されやすく紛らわしいとの従来からの意見を受け、58年2月鶴見斎場と名称を改めた。

埋葬事業については、市民の墓地需要に対して、戦中から戦後にかけて、主として瓜破・服部両霊園の霊地を供用してきた。しかし、霊地利用者の激増により、両霊園とも霊地が不足し、新しい霊地需要に応えられない状態になってきたため、34年度に瓜破霊園の隣接地を買収し、都市計画事業として霊園の新規拡張を実施することとし、35年3月に都市計画決定を受け、35年度から4年間、霊園を拡張し逐次供用した。また服部霊園は、瓜破霊園の拡張にも関わらず本市の北部という立地条件から希望が多く、36年度に同霊園内の低湿地18,500m²を盛土し、土質が十分固定するのを待って、38年度に造成を行い直ちに供用を開始した。しかしながら、生活水準の向上・世情の安定は市民の墓地需要を一層高め、瓜破・服部両霊園とも40年度には全域供用済みとなった。

その後、南霊園では45年4月から、阪神高速道路大阪松原線の工事のため墓地の一部を瓜破霊園に移転することになり、49年4月に移転を完了した。

一方、服部霊園内に建設されていた納骨堂は老朽化のため、昭和34年7月に撤去し、また瓜破霊園内の納骨堂も、祖先の御霊を安置する施設としては貧弱で老朽化してきたため、40年10月に業務を停止し、新しく服部霊園内に清潔で近代的な納骨堂を建設して瓜破霊園内の納骨堂を移転することとし、41年6月の完成とともに服部納骨堂の供用を開始した。そのほか、服部霊園において、60年3月に管理棟を老朽化のため鉄筋コンクリート造に建て替えた。

また、新たな墓地需要に対応するため、泉南郡阪南町(現在は阪南市)に34haの用地を買収し、52年度から全体計画27,500区画の芝生式公園墓地の造成工事に着手することとなった。本市の長年の懸案であった新しい霊園は、54年10月に泉南メモリアルパークとして開園し、毎年霊地使用者を募集し、市民の利用に供している。なお、当霊園の管理は、53年11月に設立された(財)大阪市霊園サービス公社が実施していた。

平成から現在

高齢社会化により、死亡人口の漸増が予測されており、その増加に対応し得る火葬設備と公害防止設備の整備が必要であることから、平成3～4年度に小林斎場(10炉)において、従来の火葬設備に加え、一炉一再燃焼方式で火葬炉に前室を設けた設備や棺台車自動搬送装置の導入など、従来の火葬作業を改善した。さらに、平成4年9月から4年間、瓜破斎場の大改修整備を行い、都市ガスを燃料とした火葬設備に改善するとともに、新たに敷地内に通夜にも利用できる独立した式場棟を完成させ、平成8年4月から火葬業務(30炉)と併せ、市民の利用に供している。小林・瓜破斎場に引き続き、平成9年3月から北斎場の建替工事に着手し、平成11年8月から火葬設備の半分の10基を稼働、火葬業務を行いながら工事を進め、平成12年度末に全体が完成(火葬炉20基)した。新しい北斎場は、より高度な公害防止設備を導入し、それまでの斎場の概念を払拭した都市型斎場として、平成13年4月から全施設での運営を開始した。

民間の火葬場である鶴橋斎場が老朽化により平成12年1月に営業を停止し、同年3月15日付けで大阪市長の廃止許可を受けたため、本市東部方面の火葬需要に対応すべく、老朽化が著しかった鶴見斎場について、隣接地を買収のうえ平成16年度から全面建替工事を行い、火葬炉を4炉から8炉に増設し、平成18年12月に運営を開始した。

斎場の予約は、電話により24時間受け付けていたが、平成21年7月から、葬儀業者のパソコンや携帯電話からインターネットを利用して火葬や式場等の予約ができる「大阪市立斎場予約受付システム」の運用を開始した。

また、平成23年10月から、小林・佃斎場の火葬業務を、民間業者に委託したが、平成25年12月からは、北・小林・鶴見・佃斎場に指定管理者制度を導入している。

南斎場の式場については、本市独自の大規模式場として、葬祭場(愛称:やすらぎ天空館)を平成13年11月に完成させ、平成14年1月に供用を開始した。平成18年度からは、指定管理者制度を導入している。

なお、令和2年度に指定管理者の公募を行ったが、応募者がなかったため、令和3年4月より一旦休館し、今後のあり方の検討を行った結果、引き続き葬祭目的での利用をメインとするものの、葬儀での利用に影響が少ないと考えられる際には他の用途でも利用できるようにすることが、一番望ましいとの結論に至った。

そのため、令和4年5月に葬祭場を葬儀以外の目的でも利用できるように条例改正を行い、事業者募集を行った結果、令和5年4月から新たな指定管理者のもと施設を再開している。

霊園事業については、瓜破・服部霊園が昭和40年代に供用を終了し、以降、使用者の募集を行っていなかったが、両霊園の募集について、多数の問い合わせが寄せられる状況にあった。そのため、瓜破・服部霊園において使用許可を受けたが未使用の霊地について、昭和62年度から調査と整理を進め、霊地を使用しない使用者に対し、霊地返還の督促と使用許可の取り消しを進め、平成4年5月に瓜破・服部霊園において霊地を一般公募した。その後も、返還霊地等を整備し、一般公募を実施している。なお、平成18年9月21日、議員提案により名誉霊域規定廃止の条例改正が行われ、服部霊園の名誉霊域を廃

止した。

また、北霊園においては、平成6年度から無縁墳墓の調査を行い、平成10年度から調査により判明した無縁墳墓の移転改葬等を実施、平成15年度に北側区域に市民の憩える広場の整備を行った。その後も祭祀実態のない墳墓の調査・整備や園路など霊園整備を実施し、整備が完了した区画について、平成21年10月、29年9月に使用者を一般公募した。

南霊園については開設が明治7年と相当古く、祭祀をされなくなった墳墓があり、霊園の環境整備の観点から昭和61年8月、無縁墳墓調査を開始し、平成4年度末をもって一定整理できたため平成5年度から平成7年度にかけて無縁墳墓の移転改葬を行い、平成7年度から平成9年度にかけて永年にわたり祭祀実態がなく使用意思のない墳墓について移転改葬を行ってきた。都市部に立地していることもあり、使用を望む声も多かったことから、令和4年度に条例改正を行い、適切な使用料に見直したうえ、令和5年10月に使用者を一般公募した。

また、都市化や少子高齢化といった社会情勢の変化に伴う墓地需要の多様化にあわせ、瓜破霊園内に合葬式墓地を開設し、平成22年3月から供用を開始した。合葬式墓地は多くの遺骨を共同で埋蔵する形式の墓地で、墓石の設置や承継が不要といった特徴を持ち、従来の霊園で応えることのできなかつた市民の墓地需要に対応している。

なお、泉南メモリアルパークの開設から霊園の管理を実施していた(財)大阪市霊園サービス公社は、平成8年10月に(財)大阪市環境事業協会に統合され、瓜破・服部・北・南・住吉・千躰・平野・加美・松原霊園の管理運営についても、平成11年4月から同協会へ管理委託を行った。

平成18年度からは、泉南メモリアルパーク・瓜破・服部・北・南・住吉・千躰・平野・加美・松原霊園及び服部納骨堂には指定管理者制度を導入している。